

ストックオプションを巡る 国際的二重課税の問題について

吉 村 典 栄

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研究科第46期研究員 〕

要 約

1 研究の目的

ストックオプション制度とは、企業が役員や従業員に対して、あらかじめ定められた価額で自社株式を取得することができる権利を与える報酬制度であり、近年我が国においても広く導入されつつある。ストックオプション制度については、税務上の取扱いが各国において種々であることから国際的二重課税が生じ得るという問題があり、この問題に対して、OECD租税委員会では2001年に検討が開始され、2005年のOECDモデル租税条約コメンタリー改正で当該問題解決のための提案がなされるに至った。また、2004年に改正された日米租税条約においても、我が国が締結する租税条約で初めてストックオプションに関して日米間の課税権の配分規定等が議定書に設けられた。

このように、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題については徐々に解決策が採られているところであるが、日米租税条約等の課税権配分規定を適用しても、排除することができない国際的二重課税が依然として存在するという問題がある。この問題について、日米間では相互協議により解決することが明確に合意されているが、この方法は、事後的・個別的なものでしかなく、また、解決までに長時間を要すること、納税者及び当局における事務負担が膨大となることなどのデメリットを有するものである。

そこで、本研究では、相互協議によらなければ排除できないようなストックオプションに係る国際的二重課税事案について、二重課税を排除できない原因を明らかにすることにより、その原因に対する解決方法を考察し、事前的・一般的な解決を図るとの観点から、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題に対して今後どのように対応していくべきか検討する。

2 研究の概要

(1) 我が国のストックオプション税制

現在、我が国では、ある一定の要件を満たした場合に認められる「税制適格ストックオプション」と、それ以外の「税制非適格ストックオプション」の2種類が定められており、税制適格ストックオプションに分類されると、課税のタイミングが株式譲渡時まで繰り延べられることになる。この課税の繰延べについては、権利行使時に課税すると、取得した株式を納税資金捻出のために直ちに売却せざるを得ず、ストックオプションの趣旨が生かされないおそれがあるためと説明されている。このように、税制適格ストックオプションに見られる課税繰延ルールは、労働のインセンティブを高めるために採用されているストックオプションという報酬制度設計を阻害しないようにするという配慮が組み込まれたものになっていると考えられる。

このような配慮は国際的見地からもなされるべきであり、ストックオプションを付与された個人の国境を超える移動に極力影響を与えない税制であることが望ましいと考える。

(2) スtockオプションの具体的課税関係の検討

イ 日米租税条約等での取扱い

日米間では、ストックオプションに関する規定を条約、議定書及び交渉担当者間の了解事項（以下「了解事項」という。）に設けており、そこでは、日米両国の課税権の配分を明確化するとともに、当該課税権配分規定だけでは必ずしもすべての国際的・二重課税が排除できるわけではないことを認め、その場合には相互協議により二重課税を排除することを合意している。

このように、すべての国際的・二重課税が事前的・一般的に排除できるわけではなく、両国間の合意を経て、事後的・個別的対応により国際的・二重課税が完全に排除されることになる。

ロ 課税関係の検討

了解事項では日米間のストックオプションの課税パターンとして、16通りを想定している。これらについて日米租税条約等におけるストックオプションの取扱い（相互協議による解決部分を除く）を適用した場合の課税関係を検討した結果、①当初から二重課税が生じないケース、②外国税額控除の規定により二重課税を排除できるケース、③外国税額控除の繰越制度の期間制限により二重課税を排除できない場合があるケース、④外国税額控除の対象にならず二重課税を排除できないケース、⑤二重非課税が生じるケースの5つに分類できるという結果に至った。このうち、本研究の対象としているのは、③と④のケースである。

（3）国際的二重課税を排除できない原因

イ 外国税額控除の繰越制度の期間制限

（イ）我が国の外国税額控除制度

我が国の外国税額控除には、控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度が置かれている。これは、外国税額の納付時期と国外所得の発生時期が一致しないため、控除できない外国税額が生ずる事態に対処するための措置である。我が国の繰越制度における繰越期間は、当初5年間として創設された後、昭和63年に3年間に短縮され現在に至っている。短縮された理由として、彼此流用問題等が挙げられている。

（ロ）ストックオプションの課税例

ストックオプションから生ずる利益について、米国において権利行使時に課税され、日本において株式譲渡時に課税された結果国際的二重課税が生ずる場合、株式譲渡時に日本において外国税額控除の規定に基づき当該二重課税を排除しようとしても、権利行使から株式譲渡までの期間が3年を超えている場合には、外国税額控除の繰越期間を超えているため、二重課税を排除することができない結果となる。

ロ 居住地国の課税権の競合

（イ）外国税額控除の対象

外国税額控除は、源泉地国と居住地国が同一の所得に対して課税を

した結果生じた国際的・二重課税を居住地国において調整する制度であり、その対象となるのは、源泉地国における非居住者課税と居住地国における居住者課税の双方が行われた結果の二重課税である。そのため、双方の国において同時に居住者課税が行われる場合には、租税条約に定めのある「双方居住者の振分け規定」により、居住地国と源泉地国をそれぞれ認定し外国税額控除の規定を適用することとなる。

しかし、異なる時点に双方の国において居住者課税が行われる場合には、この「双方居住者の振分け規定」が及ばず、結果として外国税額控除の対象にならない。

(ロ) スtockオプションの課税例

ストックオプションから生ずる利益について、米国において権利行使時に居住者課税がされ、その後日本に居住地を変更し、日本において株式譲渡時に居住者課税がされた結果国際的・二重課税が生ずる場合、外国税額控除の対象にならないことから、二重課税を排除することができない結果となる。

(4) 国際的・二重課税を排除できない原因への対応

イ 外国税額控除の繰越制度の期間制限

この問題を解決する方法として、繰越期間を延長するという方法が考えられる。しかし、①我が国の外国税額控除制度は諸外国に比べ制限が緩やかなものであり、これ以上の緩和は、課税権の放棄につながりかねないこと、②繰越期間を延長したとしても二重課税問題が残る可能性があること、③彼此流用を助長する結果となることを考えると、繰越期間を延長すべきという結論には至らない。また、ストックオプションに関してのみ相手国との合意により繰越期間を延長するという方法も考えられるが、同様の問題はストックオプション以外の他の事案についても生じ得るものであり、ストックオプションのみを特別視する理由は見出し難い。さらに、この問題は、ストックオプションの権利行使と株式譲渡のタイミングにより、国際的・二重課税が生じ得ることをあらかじめ把握

できるため、納税者自身がそれらのタイミングを調整することにより二重課税を排除することができる。

以上のことから、この問題については、あえて解決のための措置を講ずる必要はないと考える。

ロ 居住地国の課税権の競合

この問題を現在の制度において解決することはできず、解決のためには何らかの措置を講ずる必要がある。OECDでは、この問題について「異なる時点における居住地国と居住地国で生ずる二重課税問題」から「異なる時点における居住地国と源泉地国で生ずる二重課税問題」に変換すること、具体的には、権利行使時の居住地国を源泉地国とみなすこと等により解決することを提案している。この方法による場合、両締約国間において上述のような取決めをする必要があるが、各国の国内法の規定や執行に大きな影響を及ぼすことなく、この問題を解決することができると思われる。そのため、この問題については、OECDが提案する方法を採用することが妥当であると考ええる。

3 結論

ストックオプションを巡る国際的二重課税については極力事前的・一般的に排除することが望ましく、また、問題解決のための措置を講ずるに当たっては、現在の税制やその税制に関する今までの改正の経緯等を尊重しつつ、現在の税制をゆがめることのないよう配慮することが不可欠であると考ええる。

その結果、本研究においては、居住地国の課税権の競合問題についての、両締約国間において取決めをし、事前に排除する措置を講ずることが望ましいと結論付けた。今後、この方向で諸外国との交渉が進み、国際的二重課税問題が事前的・一般的に解決されることにより、更にストックオプションの効果を阻害しない課税ルールが構築されていくことを期待する。

目 次

はじめに	533
第1章 ストックオプション制度	535
第1節 ストックオプション制度の概要	535
1 ストックオプション制度	535
2 ストックオプション制度の仕組み	536
3 ストックオプション制度の効果	537
4 ストックオプション制度の現状	538
第2節 我が国のストックオプション税制	538
1 沿革	538
2 現在のストックオプション税制	540
第3節 ストックオプションを巡る諸問題	543
1 ストックオプションの課税上の問題	543
2 ストックオプションを巡る国際的二重課税	550
第4節 小括	553
第2章 ストックオプション制度に関する国際的課税問題への検討	
－OECDでの議論を中心として－	555
第1節 課税時期の相違に関する問題	556
1 問題点とOECDでの議論	556
2 OECDによる提案	557
第2節 所得区分の決定に関する問題	559
1 問題点とOECDでの議論	559
2 OECDによる提案	561
第3節 役務提供地の決定に関する問題	563
1 問題点とOECDでの議論	563
2 OECDによる提案	564
第4節 所得配分の方法に関する問題	568

1 問題点とOECDでの議論	568
2 OECDによる提案	569
第5節 小括	571
第3章 我が国におけるストックオプションに関する国際的課税問題	
への検討 ―新日米租税条約を中心として―	573
第1節 日米租税条約等におけるストックオプションの取扱い	573
1 米国のストックオプション税制	573
2 日米租税条約等での取扱い	574
第2節 日米間におけるストックオプションの具体的課税関係	577
1 事例の概要	577
2 課税関係の検討	579
第3節 二重課税を排除できない原因	585
1 外国税額控除の繰越制度の期間制限	586
2 居住地国の課税権の競合	588
第4節 小括	591
第4章 スtockオプションを巡る国際的二重課税問題解決のための考察	592
第1節 国際的二重課税を排除できない原因への対応	592
1 外国税額控除の繰越制度の期間制限	592
2 居住地国の課税権の競合について	598
第2節 租税条約における対応	603
1 主要国間における租税条約	603
2 検討	607
第3節 今後の在り方	609
1 スtockオプションに関する二重課税問題の考え方	609
2 租税条約上の合意の必要性	610
3 排除できない二重課税への対応	611
4 おわりに	615

はじめに

ストックオプション制度とは、会社が役員や従業員に対して、あらかじめ定められた価額（権利行使価額）で会社の株式を取得することができる権利を与える報酬制度であり、近年、我が国においても広く導入されつつある。

日本においてストックオプションを付与された者が、日本国内に留まっている限りは、日本の法律のみに基づき課税関係を判断することになるため、国際的二重課税の問題は生じない。一方、日本においてストックオプションを付与された者が海外に出向した場合等は、ストックオプションの税務上の取扱いが各国において種々であることから国際的二重課税が生ずる可能性があり、国際的に問題視されている。

この問題に関して、OECD租税委員会では、2001年にストックオプションに関する租税条約上の問題点について検討が開始され、2005年のコメントリー改正でストックオプションに関する国際的二重課税問題解決のための提案がなされるに至った。

また、2004年に改正された日米租税条約においても、我が国が締結する租税条約で初めてストックオプションに関する規定が設けられ、そこでは日米間の課税権の配分や条約適用に関する所得区分等が明確にされている。

このように、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題については、徐々に解決策が採られているところである。

しかし、日米租税条約等に定めのある課税権の配分規定等を適用しても、排除することができない国際的二重課税が依然として存在するという問題がある。

この問題に対して日米間では相互協議によって解決することが明確に合意されているが、この解決方法は事後的・個別的なものであり、解決までに長時間を要することや納税者及び当局の事務負担が膨大になること等のデメリットを有するものである。

そこで、本研究では、課税権の配分規定等だけでは排除することができず、相互協議によらなければ排除できないようなストックオプションに係る国際的

二重課税事案について、二重課税を排除できない原因を明らかにすることにより、その原因に対する解決方法を考察する。そして、ストックオプションに関する国際的二重課税問題について、事前的・一般的な解決を図るとの観点から、この問題に対して今後の在り方を検討する。

ストックオプションを巡る国際的二重課税問題については、OECDやIF Aで議論がなされたり、二国間租税条約に規定が設けられたりするなど国際的に問題意識が持たれているものの、その具体的な課税関係の検討や二重課税排除の具体的方法の検討まではなかなかなされていないように思われる。また、この問題に関する文献もあまり多くないところではあるが、今後国際化がますます進むであろうことを考えると、具体的事例が表面化する前にこの問題について改めて検討をすることに意義があると考ええる。

以下では、まず第1章において、ストックオプション制度や我が国におけるストックオプション税制について概観し、ストックオプションにはその性格上どのような問題点が存在するか検討する。その上で、国際的側面から見た時のストックオプション税制の在るべき姿を考察する。次に第2章においては、ストックオプションの課税関係について、国際的な問題点を整理し、その問題点に対するOECDでの議論やOECDで提案している解決方法について見ていく。また、第3章においては、我が国におけるストックオプションに関する課税関係について、特に日米間における課税関係を具体的に検討し、相互協議によらなければ排除できない国際的二重課税について、その原因を明らかにすることを試みる。そして第4章では、国際的二重課税を排除できない原因に対してどのように対応していくべきか、その方法を考察する。更に、主要国間における二国間租税条約等での規定を比較検討することにより、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題について、今後の在り方を考察する。

なお、論文執筆に当たっては、平成23年5月31日時点の法令や文献を参考としている。

第1章 ストックオプション制度

第1節 ストックオプション制度の概要

1 ストックオプション制度⁽¹⁾

ストックオプション制度とは、会社が取締役や従業員（以下「従業員等」という。）に対して、あらかじめ定められた価額（権利行使価額）で特定の期間（権利行使期間）内に自社株式を取得できる権利を付与する制度をいう。ストックオプションを付与された従業員等は、将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い自社株式を取得した後に、当該株式を売却することにより株価上昇分の報酬が得ることができる⁽²⁾。

ストックオプションの権利保有者にとっては、株価が上昇し権利行使価額を上回るほど利益が増加し、含み益が増えることになる。逆に、ストックオプションは権利であり義務ではないため、株価が下落し権利行使価額を下回った場合には権利行使をする必要はなく損失が生ずることはない。このように、報酬額が企業の業績向上による株価の上昇と直接連動することから、従業員等の株価に対する意識は高まり、業績向上へのインセンティブになると

-
- (1) ストックオプション制度については、以下の文献を参考とした。有限責任監査法人トーマツ『ストック・オプションの設計・会計・税務〔第2版〕』1頁（中央経済社、2010）、北村雅史「ストック・オプション制度」ジュリスト1116号25頁（1997）。
- (2) ストックオプションは新株予約権の一種であり、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」第2項の用語の定義（2）において、「「ストックオプション」とは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等（企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれに準ずる者をいう。）に報酬（企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。）として付与されるものをいう。」と定義されている。また「自社株式オプション」については、同基準第2項の定義（1）において、「「自社株式オプション」とは、自社の株式（財務諸表を報告する企業の株式）を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利）をいう。新株予約権はこれに該当する。」と定義されている。さらに、新株予約権とは、会社法第2条21号で「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利」と定義されている。

考えられる。その結果として、業績向上が実際に株価上昇につながれば、その分従業員等に利益をもたらすこととなり、ストックオプションはインセンティブ報酬制度の典型であると言える⁽³⁾。

2 スtockオプション制度の仕組み⁽⁴⁾

ストックオプション制度の仕組みは以下のとおりである。

- ① 会社から従業員等にストックオプションが付与される。
- ② 一定の条件（期間の経過、勤務の継続、業績に関する条件の達成等）が満たされることにより、ストックオプションの権利が確定する。
- ③ 株価が上昇し、株価が権利行使価額を上回った時点で、従業員等は会社に対して権利を行使する。その時、従業員等は権利行使価額を払い込み、会社の株式を取得する。
- ④ 従業員等は、上記③で取得した株式を市場にて売却しキャピタルゲインを得る。

このように、株価が権利行使価額を上回るほど、従業員等はキャピタルゲインを得ることができる。一方、株価が上昇しない場合は、そもそも従業員等は権利行使をせず、結果として権利を放棄することになるだろう。

(3) 水野忠恒『租税法〔第5版〕』195頁（有斐閣、2011）では、ストックオプションについて「ストック・オプションは、役員や従業員に与えられるもので、人材の確保を図ったり、株式価額の上昇のために、勤務に励むインセンティブを与えるものである。」と定義されている。

(4) スtockオプション制度の仕組みについては、以下の文献を参考とした。有限責任監査法人トーマツ・前掲注(1)4頁。

3 ストックオプション制度の効果⁽⁵⁾

ストックオプション制度には一般的に以下のような効果がある。

(1) インセンティブ効果

会社の従業員等に、その貢献度や期待の度合いに応じてストックオプションを付与することにより、従業員等の会社に対するより一層の貢献を図ることができる。

つまり、ストックオプションの権利を付与された者（従業員等）が得ることのできる利益が株価の上昇と直接連動していることから、権利を付与された者が株価上昇のために会社業績の向上に努めるという、インセンティブ効果が期待できる。

(2) 有能な人材の確保・流出防止効果

会社の業績向上に伴う株価の上昇によって、権利を付与された者が多額の報酬を獲得することが可能な制度であることから、ストックオプション制度を利用することで優秀な人材を確保することができる。

また、権利が確定するまでに一定の期間の経過や一定の期間の勤務を条件とする等、権利行使に対する縛りを設けることにより、確保した優秀な人材が社外へ流出することを防止する効果も期待できる。

(3) 報酬コストの低減

従業員等への報酬制度として、ストックオプションは高いコストパフォーマンスを持つと言われている。なぜならば、会社自身が従業員等に対して直接現金を支払う必要がなく、飽くまでも従業員等が権利を行使することにより株式を取得し、その株式を市場で売却することにより利益を得るため、会社の資金負担が少なく済むためである。

つまり、会社にとっては、株価を活用した低コストの成功報酬制度とい

(5) ストックオプション制度の効果については、以下の文献を参考とした。中嶋克久＝野口真人『ストック・オプション会計と評価の実務〔新訂増補版〕』330頁～332頁（税務研究会出版局、2008）、大江晋也「中小企業における新株予約権（ストック・オプション）の税務・会計の事例」税務事例研究 106号4頁～6頁（税務研究センター、2008）。

うことができるのである。

(4) アナウンスメント効果

ストックオプション制度を導入することにより、会社が自社の株価や業績を強く意識しているという経営姿勢をアピールするアナウンスメント効果があると言われている⁽⁶⁾。

4 スtockオプション制度の現状⁽⁷⁾

日本におけるストックオプションの導入状況を見ると、1996年には30社足らずの導入であったが、その後、毎年概して100社から200社程度の企業が新たにストックオプションを導入しており、2004年には1,400社を超える企業が導入している。

また、ストックオプションの導入企業が増えているとともに、ストックオプションの付与件数も年々増加しており、日本企業がストックオプション制度を活用している現状を伺うことができる。

第2節 我が国のストックオプション税制

1 沿革

平成9年以前の改正前商法では、ストックオプション制度を導入するに当たりいくつかの制約⁽⁸⁾があったため、本来のストックオプション制度を導入

(6) アナウンスメント効果によるメリットがある一方、目的意識のない安易な大量発行や公正な評価額から外れた大幅な有利発行などは、ネガティブ・アナウンスメント効果というデメリットになるおそれがあると言われている。中嶋ほか・前掲注(5)331頁参照。

(7) スtockオプション制度の現状については、三浦良造ほか「ストック・オプションの価値評価と会計基準」一橋大学大学院国際企業戦略研究科ワーキングペーパーF S-2006-J-01 4頁～5頁(2006)を参考にした。

(8) スtockオプション制度を導入するに当たって次のような制約があったとされる。
① 旧商法第210条ノ2第1項によると、会社は正当な理由があるときには使用人に対して株式を譲渡するために自社株を取得することができたが、譲渡の対象に役員が含まれていないとともに、取得することのできる株数が、発行済株総数の

することはほぼ不可能であると言われていた⁽⁹⁾。

(1) 平成8年度税制改正

平成7年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（以下「新規事業法」という。）の一部改正におけるストックオプション制度の創設⁽¹⁰⁾に伴い、租税特別措置法29条の2が新設された。新規事業法におけるストックオプションについて一定の要件を満たす場合、権利行使の時点では所得税を課さず、権利行使によって取得した株式を譲渡した時点で、当該譲渡による所得に対し譲渡所得として申告分離課税（租税特別措置法37条の10）が適用されることとされた⁽¹¹⁾。

(2) 平成10年度税制改正

平成9年5月に商法の一部改正が行われ、会社の業績向上に対するインセンティブの付与や人材の確保に資する等の観点から、株式会社は一定の要件の下で、ストックオプションの付与ができることになった。この商法改正により一般的にストックオプションの付与が認められるようになったことを踏まえ、租税特別措置法29条の2が改正され、行使時の課税を繰り

100分の3までと決められていたため、それほど多くの株数を権利として与えることができなかった。

② 旧商法211条によれば、使用人に譲渡するために会社が取得した株式は、取得した日から6か月以内に使用人に譲渡しなければならず、権利を行使できる期間があまりにも短かったため、その間に株価上昇により大きな利益を獲得するのは難しかった。

③ 新株の有利発行に必要な株主総会の特別決議の有効期間が6か月に制限されており、有効期間経過後は再度特別決議が必要であった。

（北村・前掲注(1)26頁、大野木孝之「ストック・オプション制度の概要と税務課題」税経通信52巻10号182頁～183頁（1997））。

(9) 大野木・前掲注(8)183頁。

(10) 新たな産業分野開拓の原動力となる新規事業活動を支援し、特定の新規事業の実施に必要な人材の確保を円滑にする観点から、商法の特例として、特定新規事業の実施計画の認定を受けた株式会社が未公開会社である期間において、株主総会の特別決議に基づいてその会社の取締役や使用人等に対し特に有利な発行価額で新株を発行することができること等を内容とするいわゆるストックオプション制度の導入を認めたものである（国税庁「平成8年改正税法のすべて」83頁）。

(11) 課税を株式の譲渡時まで繰り述べる趣旨としては、行使時に課税をすると、納税資金捻出のために、取得した株式を直ちに売却せざるを得ず、ストックオプションの趣旨が生かされないおそれがあるためとされている（国税庁・前掲注(10)83頁）。

延べ、株式の譲渡時に譲渡所得として課税するという新規事業法等に認められていた特例制度と同様の制度が、商法に基づく一般的なストックオプションにも適用されることとなった⁽¹²⁾。

(3) 平成 14 年度税制改正

平成 13 年 11 月に公布された商法の改正で、新株予約権制度が導入された。この新株予約権とは、会社が発行する株式をあらかじめ定められた価額で取得することができる権利をいうこととされ、新株予約権の発行価額が無償になるいわゆるストックオプションは新株予約権の有利発行の 1 つの類型として位置付けられた⁽¹³⁾。この商法改正により新株予約権制度が導入されたこと等を踏まえ、租税特別措置法 29 条の 2 が改正されている⁽¹⁴⁾。

2 現在のストックオプション税制

(1) 税制適格ストックオプション

税制適格ストックオプションとは、株式会社の取締役、執行役又は使用人（その株式会社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の 100 分の 50 を超える数の株式を有する法人の取締役、執行役又は使用人を含み、一

(12) 武田昌輔編者『DHC コンメンタール所得税法』4045 の 15 頁（第一法規、加除式）。

(13) この改正では、会社の資金調達の方法の改善を図るための株式制度の見直し等が行われ、その一環として、新株予約権制度が創設された。この改正により廃止された新株引受権制度等におけるストックオプション制度に比べ、①付与対象者の制限の撤廃、②付与株式数の制限の撤廃、③権利行使期間の制限の撤廃等が行われ、全体的に制限が緩和されている（国税庁「平成 14 年改正税法のすべて」145 頁）。

(14) 主な改正の内容は以下のとおりである（国税庁・前掲注(13)141 頁～143 頁）。

- ① 適用対象者の拡充：従来は適用対象者が自社の取締役及び使用人に限られていたが、新株予約権制度の下では、その限定がなくなったため、租税特別措置法の中にその対象者を書き込むこととなった。その趣旨としては、「新たに創設された新株予約権制度の下ではその付与対象者の限定がないことになりますが、この経済的利益の非課税制度の趣旨等を踏まえればその適用対象者をすべての者に広げることは適当でないと考えられることから」と説明されている。その中で、子会社の取締役や使用人、その権利承継相続人も適用対象者に加えている。
- ② 権利行使価額の年間限度額の引上げ：権利行使価額の年間限度額が 1,000 万円から 1,200 万円に引き上げられた。
- ③ 付与契約の要件の改正：商法上の要件が緩和されたことを受けて、従来と同様の要件を租税特別措置法の条文に書き込むこととなった。

定の大口株主である者等を除く。)が、その株式会社の定時総会の決議等に基づき、その株式会社と締結した契約により与えられた新株予約権(会社法の規定に基づき金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付をさせないで発行されたもの又は会社法制定前の商法の規定に基づき無償で発行されたものをいう。)若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権で、その権利に係る契約において次に掲げる要件が定められているものをいう。

イ その権利の行使は、その権利に係る付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年を経過するまでの間に行われなければならないこと。

ロ その権利の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。

ハ その権利の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、その株式会社の株式の付与契約の締結の時点における一株当たりの価額に相当する金額以上であること。

ニ 新株予約権については、譲渡してはならないこととされていること。

ホ その権利の行使に係る新株の発行又は株式の譲渡が、その新株の発行又は株式の譲渡のために決議された事項に反しないで行われるものであること。

ヘ その権利の行使により取得をする株式につき、その株式会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される振替口座簿への記載等又は保管の委託等に関する取決めに従い、その株式会社を通じて、一定の方法により振替口座簿への記載等又は保管の委託等がされること。

このような税制適格ストックオプションについては、権利行使時に課税されず、権利行使により取得した株式を譲渡した時点まで課税が繰り延べられる(租税特別措置法29条の2①、租税特別措置法施行令19条の3①)。この時、課税対象となる所得は譲渡価額から権利行使価額を控除した額であり(租税特別措置法29条の2⑧、租税特別措置法施行令19条の3⑫、

所得税法施行令 109 条①一、二)、譲渡所得として申告分離課税により課税される(租税特別措置法 37 条の 10①)⁽¹⁵⁾。

(2) 税制非適格ストックオプション

税制非適格ストックオプションとは、上記(1)に該当しないストックオプションをいい、会社から無償など有利な条件で又は役務提供の対価としてストックオプションの付与を受けた場合において、譲渡制限等の条件が付されているときは、権利を行使した時に経済的利益を得たとして所得税が課税されることとなる(所得税法施行令 84 条)。この時、課税対象となる所得は、権利行使時の株価から権利行使価額を控除した額であり⁽¹⁶⁾、原則として給与所得として扱われることになる⁽¹⁷⁾。

その後、権利行使により取得した株式を譲渡した場合、譲渡価額と権利行使時の株価の差額が譲渡所得として申告分離課税により課税される。

-
- (15) 株式譲渡所得に対する税率は、通常給与所得に対する税率よりも低い(平成 16 年 1 月 1 日以降に譲渡した株式については、譲渡益の 20% (所得税 15%、住民税 5%) の税率が適用される。また、平成 15 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日の間における上場株式等の譲渡益については、10% (所得税 7%、住民税 3%) の税率が適用される。)、税制適格要件を満たすストックオプションを付与することは、被付与者にとって有利な場合が多いと言える。
- (16) スtockオプションを有償で取得した場合には、権利行使価額に加えて新株予約権の発行価額も控除する。
- (17) スtockオプションの付与に関する経済的利益が権利行使時に課税される際の所得区分は、その付与の目的や発行人と付与を受けた者との関係等の実態に応じて異なる。具体的には、ストックオプションの付与が、その発行人との間の雇用契約又はこれに類似する関係に基因して行われたと認められるときは給与所得として扱われる。しかし、短期間に退職が予定されている者に付与され、かつ、その退職後の長期間にわたる株式の値上がり益相当が主として供与されているなど、職務の遂行に関連を有しないと認められるような場合には雑所得とされる。また、権利を受けた個人の業務に関連して権利が付与されたと認められるときは、事業所得とされる(所得税法基本通達 23~35 共-6)。

第3節 ストックオプションを巡る諸問題

1 ストックオプションの課税上の問題

国際的側面において、各国が主権国家として独自の税制を有していることから、各国において税制に相違があることは認容されているところであるが、その相違があることにより少なからず国際的な問題が生じ得る。

ストックオプションに対する課税方法についても、各国によって種々であるところ、ストックオプションは権利を付与されてから権利行使、株式の売却まで長期にわたることが多く、その間に海外の関連会社等で勤務する等、ストックオプションを付与された者が国境を越えた移動をすることも想定されることから、とりわけ深刻な問題が生じやすい⁽¹⁸⁾。ここでは、ストックオプションの課税上の問題について概観する。

(1) 課税のタイミング

ストックオプションから生ずる利益への課税のタイミングとして、①当該ストックオプションの権利が付与された時点（権利付与時）、②勤務継続期間等の当該ストックオプションに付されている条件等を満たして当該ストックオプションが行使できるようになる時点（権利確定時）、③当該ストックオプションの権利を行使して株式等の取得を行う時点（権利行使時）、④当該ストックオプションの権利行使により取得した株式を売却した時点（売却時）が考えられ、それは各国によって異なる⁽¹⁹⁾。

また、多くの国において課税上優遇措置を与えられているストックオプ

(18) OECDモデル租税条約コメンタリーでは、使用人ストック・オプションについて「使用人ストック・オプションの課税に関する相異なる国内の準則は、…特別な問題を生ずる。」とされており、さらに「これらの問題の多くは、その他の形態の使用人報酬、とりわけその雇用者又は関連法人の株式の価値に基づく報酬について生ずるが、一方、それらの問題はストック・オプションについてとりわけ深刻である。」とされている（第15条コメンタリーパラ12、川端康之監訳『OECDモデル租税条約〔2008年版〕〕217頁（日本租税研究協会、2009）。

(19) International Fiscal Association. (2000). "International tax aspects of deferred remunerations (Cahiers de droit fiscal international Volume LXXXVb)" pp. 97-102.

ション (Qualified Stock Option) と一般的なストックオプション (Nonqualified Stock Option) の2種類のストックオプションがあり、それぞれ課税のタイミングを異にしている⁽²⁰⁾。

つまり、国によって課税のタイミングが異なることに加え、同一国内においてもそのストックオプションの種類によって課税のタイミングが異なるという状況にあることから、以下のような場合に問題が生じ得る⁽²¹⁾。

〔事例1〕⁽²²⁾

A国の居住者であり、日本において勤務をしているXが日本法人から税制適格ストックオプションを付与された。Xは当該ストックオプションを権利付与から2年半後に行使し、権利付与から7年後に行使により取得した株式を売却した。また、Xは権利付与の1年後に勤務地を日本からA国に変更しており、株式の売却はA国勤務中に行っている。

税制適格ストックオプションとして扱われる日本では、権利行使により取得した株式の売却時に課税され、A国の国内法では権利行使時に課税されると仮定する。

(20) Goldberg, Vann, Broe, Ward, LeGall, Fontaneau, Strobl, Killius, Maisto, Giuliani, Miyatake, Ellis, Raad, Wiman, Torriane, Jones and Roberts. (2000). “Taxation Caused by or After a Change in Residence (Part II)” Tax Notes International. p755.

(21) 以下、本稿での事例においては、基本的な問題のみを検討するため、短期滞在者免税に関する規定 (OECDモデル租税条約第15条2項) や我が国における非永住者制度等の規定は考慮しないものとする。

(22) この事例については、以下の文献を参考にした。Yuval Navot. (2010). “Taxation of Compensatory Stock Options Under Tax Treaties” Tax Notes International. p. 601.

[図表 1－3－1]

居住地	A国居住						
勤務地	日本勤務	A国勤務					
年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	↑ 付与		↑ 権利行使				↑ 売却

日本では、ストックオプションの権利行使により取得した株式を売却した時（7年目）に課税され、一方、A国ではストックオプションの権利行使時（3年目）に課税される。

この事例において、A国において課税される時点では、まだ日本での課税がされておらず、そのため居住地国であるA国において課税の調整をすることは考えられない。また、日本が7年目に課税をした際に、たとえA国が日本における課税を調整しようとしても、A国における課税と日本における課税では4年間のタイムラグがあるため、課税を調整できない可能性もある。

このように、日本とA国における課税のタイミングが異なることにより、課税の調整をすることができず、結果として、同一源泉の所得に対して重複した課税が生じ得る可能性がある。

（2）給与所得と譲渡所得の区分

ストックオプションは、報酬制度の一種として付与されるものであることから、そこから生ずる利益は一般的に給与所得として認識されている。一方、株式の値上がりによって報酬を得る制度であることから、そこには譲渡所得の要素も含まれている。ストックオプションから生ずる利益を給与所得と見るか、譲渡所得と見るかにより、以下のような問題が生じ得る。

〔事例 2〕⁽²³⁾

A 国の居住者であり、日本において勤務をしている X が日本法人から税制非適格ストックオプションを付与された。X は当該ストックオプションを権利付与から 10 か月後に行使した。また、X は権利付与の 10 か月後に勤務地を日本から A 国に変更している。

日本では権利行使時に課税され、A 国の国内法では付与時に課税されると仮定する。

〔図表 1－3－2〕

居住地	A 国居住	
勤務地	日本勤務	A 国勤務
年	1 年目	2 年目

↑
付与

↑
権利行使

日本では、ストックオプションの権利行使時に権利行使時の株価から権利行使価額を控除した額が給与所得として課税される。一方、A 国では付与時に適正に見積もったオプション価額が給与所得として課税された後、権利行使時には、権利行使時の株価から権利行使価額と付与時のオプション価額を控除した額が譲渡所得として課税されるとする。

この事例において、A 国が譲渡所得に対しては居住地国である A 国のみが課税権を有すると主張した場合⁽²⁴⁾、A 国において権利行使時の日本における課税を調整しないこととなるため、重複した課税が生じ得る可能性がある。

これは、ストックオプションから生ずる利益が、給与所得と譲渡所得の

(23) この事例については、以下の文献を参考にした。supra note(22). p. 602.

(24) OECDモデル租税条約第 13 条第 5 項では、第 1 項～第 4 項に掲げられていない資産の譲渡から生ずる収益について、譲渡者が居住地である国においてのみ租税を課する旨を規定している。ストックオプションに関する株式から生ずる収益についても第 5 項の対象となる。

両方の性格を併せ持つことにより生ずる問題である。一般的に、租税条約上、給与所得については被用者の役務提供地国である源泉地国にも課税権が配分されるが、譲渡所得に該当すると居住地国のみに課税権が認められることから、租税条約上どちらの所得区分に該当するかにより各国の課税権の範囲が異なることとなる⁽²⁵⁾。

(3) 役務提供地の決定

ストックオプションから生ずる利益を給与所得として課税する時、どこかの国の勤務に基因して当該所得が生じたとみるか、その判断が各国によって異なる場合に以下のような問題が生じ得る。

〔事例3〕⁽²⁶⁾

A国の居住者としてA国で勤務をしていたXが、ストックオプションを付与された。付与後すぐに日本に居住地を変更し、その後、ストックオプションの権利が確定するまでの間日本において勤務をしていた。Xはストックオプションの権利確定と同時にストックオプションの権利を行使した。

なお、当該ストックオプションを行使するためには、付与後3年間の勤務が必要とされているものとする。

また、日本、A国ともに、権利行使時に課税すると仮定する。

(25) 租税条約上の所得区分とは、各国において課税権を配分するために租税条約上のどの条項（給与所得条項や譲渡所得条項等）を適用するかということであり、その所得に対して各国において課税する際の所得区分を決定しているものではない。そのため、各国において実際に課税をする際には、各国の国内法の規定に基づき所得区分を決定することとなる。

(26) この事例については、以下の文献を参考にした。supra note(22). pp. 602-603.

[図表 1－3－3]

居住地	A国居住	日本居住		
勤務地	A国勤務	日本勤務		
年	1年目	2年目	3年目	4年目
		↑		↑
		付与		権利確定＋権利行使

日本では、ストックオプションを付与されてから権利を行使するまでに必要とされている3年間の勤務に対する報酬と認識し、権利行使時に権利行使時の株価から権利行使価額を控除した全額を日本における給与所得として課税するとする。一方、A国では、当該ストックオプションは、付与前のA国での勤務にも基因して付与されたのであり、A国での1年間の勤務と日本での3年間の勤務に対する報酬と認識している。よって、当該ストックオプションから生ずる利益の基因となる勤務はA国で勤務した1年間と日本で勤務した3年間の合計4年間であるとし、権利行使時の株価から権利行使価額を控除した額のうち4分の1は、A国に課税権があると主張するとする。

この事例のように、給与所得を得るための基因となった勤務の範囲につき、両国の認識が異なる場合に課税が重複する可能性があり、問題が生じ得る。

これはストックオプションの付与時の条件が明確になっていない場合や付与後の勤務状況等が種々である場合等に、給与所得を得るための基因となった勤務について各国の認識が異なることにより生ずる問題である⁽²⁷⁾。

(27) 全く同じ条件のストックオプションを付与され、同じ勤務状況であったにもかかわらず、各個人が給与所得を得るための基因となった勤務について異なる認識を持っている場合、各個人の課税関係が一致しない結果となるという問題も生じ得るだろう。これは、租税公平主義の観点からも解決しなければならない問題であると考ええる。この問題については、国が誤った認識をしていると思われる者に対して適正な更正処分等を行うことにより解決されるが、このような処分がなされない場合には問題が残ることとなる。

〔事例4〕⁽²⁸⁾

A国の居住者としてA国で勤務をしていたXが、権利確定期間が4年間のストックオプションを付与された。付与後2年間A国において勤務した後、日本に居住地を変更し、その後、ストックオプションの権利が確定するまでの残りの2年間日本において勤務をした。Xはストックオプションの権利確定と同時にストックオプションの権利を行使した。

日本、A国ともに、権利行使時に課税すると仮定する。

〔図表1－3－4〕

居住地	A国居住		日本居住	
勤務地	A国勤務		日本勤務	
年	1年目	2年目	3年目	4年目
↑ 付与				↑ 権利確定＋権利行使

日本では、権利行使時に権利行使時の株価から権利行使価額を控除した額を給与所得として課税するが、そのうちA国勤務に相当する部分に対してはA国での課税権を認め、外国税額控除により調整することになる。その際、A国勤務に相当する部分として認める額は、権利付与時から権利行使時までの各国の勤務期間であん分して求めることとなり、日本における課税対象額を2分の1した額となるだろう。一方、A国では、A国の勤務に基因する所得の測定方法として、A国での勤務を終えた2年目終了時の株価から権利行使価額を控除した額をA国における給与所得として課税すると仮定する。

この事例のように、給与所得を得るための基因となった勤務の範囲につき、両国の認識が同じであったとしても、給与所得の測定方法に相異がある場合には課税が重複する可能性や課税がされない可能性があり、問題が

(28) この事例については、以下の文献を参考にした。supra note(22). p. 603.

生じ得る。

2 スtockオプションを巡る国際的二重課税

ストックオプションを巡る国際的な課税関係を考える時、上記のような各国において課税が重複するという問題が生じ得る。本稿において、この課税の重複を排除・調整すべき「国際的二重課税」であると考えるに当たり、「国際的二重課税」の概念について整理する。

(1) 国際的二重課税の概念

国際的二重課税は、各国の課税権の競合の結果として生ずるものであり、その態様は、①居住地国課税と源泉地国課税の競合（無制限納税義務者⁽²⁹⁾と制限納税義務者⁽³⁰⁾の競合）、②二重居住者⁽³¹⁾の場合の居住地国間課税の競合（無制限納税義務者の競合）、③二重源泉所得⁽³²⁾の場合の源泉地国間課税の競合（制限納税義務者の競合）、④関連者間取引の所得帰属の競合⁽³³⁾に大別される⁽³⁴⁾。

国際的二重課税には、上記の①②③のように同一の者の同一の取引に対

-
- (29) 無制限納税義務者とは、「わが国に住所または居所を有するため、いわば人的にわが国の課税権に服し、国内に源泉があるか国外に源泉があるかを問わず、それに帰属する課税物件のすべてについて納税義務を負う者」をいう。金子宏『租税法〔第16版〕』140頁（弘文堂、2011）。
- (30) 制限納税義務者とは、「わが国に住所または居所はないが、財産や事業を有するため、その限度でいわば物的にわが国の課税権に服し、国内に源泉のある課税物件についてのみ納税義務を負う者」をいう。金子・前掲注(29)140頁。
- (31) 二重居住者とは双方居住者ともいい、「一方の国の税法によりその居住者となる者が他方の国の税法によりその居住者となる場合、この者」のことをいう。これは、「居住者の定義が各国の税法により異なることに起因する」ために起こる。本庄資編著『租税条約の理論と実務』98頁・137頁（清文社、2008）。
- (32) 二重源泉所得とは、「一方の国の税法によりその国内源泉所得となる所得が他方の国の税法によりその国内源泉所得となる場合、この所得」のことをいう。これは、「国内源泉所得の範囲が各国の税法により異なることに起因する」ために起こる。本庄・前掲注(31)98頁・137頁。
- (33) 関連者間取引の所得帰属の競合とは、「各国の所得帰属の原則の違いや、特殊関連者間の国際取引に関する移転価格税制の適用等により、同一所得について法的には別個の者に対して二以上の国の課税権が重複する場合」をいう。本庄・前掲注(31)98頁・137頁。
- (34) 本庄・前掲注(31)98頁。

して異なる国の課税が重複する「法的二重課税」と、上記の④のように異なる者の同一の取引について異なる国の課税が重複する「経済的二重課税」がある。

法的二重課税についてOECDでは、「一人の納税者に対して、同一の期間、同一の対象につき、二つ（又はそれ以上）の国の間において、同様の課税がなされることをいう。⁽³⁵⁾」と定義されている。このOECDにおける定義から、法的二重課税について次のようなメルクマールが引き出される⁽³⁶⁾。

- ① 複数の国による課税
- ② 納税主体の同一性
- ③ 税源の同一性
- ④ 課税期間の同一性
- ⑤ 租税の同種性（同一性又は類似性）

このすべてのメルクマールを充足する場合に「法的二重課税」が生ずると言える。

経済的二重課税についてOECDでは、「異なる者の手元での同一の所得に対する課税⁽³⁷⁾」や「例えば二人の異なる者が、同一の所得又は財産に関して課税される場合⁽³⁸⁾」と説明されており、法的二重課税との違いは、納税主体の同一性と課税期間の同一性が求められていないことにある。

（２）国際的二重課税の排除又は調整の必要性

国際的二重課税には、「法的二重課税」と「経済的二重課税」の２種類があることは前述のとおりである。この国際的二重課税について、OECD

(35) 川端・前掲注(18)序論 パラ 1。

(36) 木村弘之亮「二重課税の概念」法学研究 第 72 巻 第 2 号 3 頁（慶応義塾大学法学研究会、1999）。

(37) 川端・前掲注(18)第 9 条（特殊関連企業の課税）に関するコメント パラ 5。

(38) 川端・前掲注(18)第 23 条A及び第 23 条B（二重課税の排除の方法）に関するコメント パラ 2。

は排除又は調整すべきであるとしている^{(39) (40)}。

この理由として、国際的二重課税が生ずることにより、国際的経済取引を損なう可能性があることや、商品・サービス・資本及び労働力の自由な移転を妨げる原因となることが考えられる⁽⁴¹⁾。また、国際的二重課税によって課税の公平性や中立性が損なわれることになることも問題である^{(42) (43)}。

このため、国際的二重課税は極力排除又は調整していく必要があると考える。

(3) スtockオプションを巡る国際的二重課税

Stockオプションを巡る国際的な重複課税については、法的二重課税に該当する場合と、法的二重課税のメルクマールのうち「課税期間の同一性」について充足しない場合があり得る⁽⁴⁴⁾が、このような重複課税について、OECD⁽⁴⁵⁾では国際的二重課税（「double taxation」）と認識し、排

(39) 法的二重課税の排除の必要性については、川端・前掲注(18)序論 パラ1に、経済的二重課税の調整の必要性については、川端・前掲注(18)第9条（特殊関連企業の課税）に関するコメンタリー パラ5に記されている。

(40) 金子名誉教授は「国際租税法において最も重要な分野は、法人および個人の所得に対する課税（所得課税）の分野である。この分野では、国際的二重課税（international double taxation）をどのように排除するか、また外国の国民や企業に対してどのように課税するかが、かねて最も重要な問題として議論されてきたが、それと関連して、各主権国家の課税権をどのように調整し制限するかが問題となる。」として、国際的二重課税の排除及び各国間における調整の重要性を述べられている。金子・前掲注(29)433頁。

(41) 木村弘之亮『国際税法』558頁（成文堂、2000）。

(42) 本庄・前掲注(31)97頁。

(43) 二重課税を排除する目的として、「ある納税者との納税者の均衡」を保つためという表現や（川端康之「外国税額控除制度」水野忠恒編『国際課税の理論と課題〔改訂版〕』93頁（税務経理協会、1999））、「納税者の公平感に反すること」への対応という表現（中野百々造『国際課税の理論と実務 第2巻 外国税額控除〔改訂版〕』4頁（税務経理協会、2008））がされている。

(44) 法的二重課税のメルクマールのうち「課税期間の同一性」が充足されない理由は、Stockオプションから生ずる利益への課税のタイミングが各国種々であり、そのことが原因で課税の重複が生じているためである。

(45) OECDにおけるStockオプションに関する報告書（「Cross-border Income Tax Issues Arising from Employee Stock Option Plans」、2004）では、Stockオプションに関する諸問題を列挙し、それらの問題から生じうる二重課税をどのように

除又は調整していくべきであるとしているところであり、I F A⁽⁴⁶⁾でも同様の議論がなされている。

このことは、前述のように法的二重課税だけでなく経済的二重課税も排除・調整すべきとしていることから考えれば当然のことと思われる。

特にストックオプションに関する国際的二重課税は、被用者が国境を超える移動をした際に生じ得る問題であることから、国際化が進み、今後ますます海外勤務者等が増えていくであろうことを考慮すると、このような国際的二重課税を解消しないことは人の移動に有害な影響を及ぼすと考えられるため、国際的二重課税は極力排除・調整していくべきものとする。

また、国際的二重課税の排除・調整に当たっては、解決までに要する時間や、納税者及び当局における事務負担等を考えると、極力事後的・個別的な解決方法によらず、事前的・一般的な解決を図ることが望ましいと考える。

第4節 小括

このように、ストックオプションを巡る国際課税においては様々な問題が生じ得る。これは、ストックオプションが報酬制度の一種として用いられ給与所得の性質を有している一方で、ストックオプションから生ずる利益には株価の上昇を基因とする譲渡収益を含み譲渡所得の性質も有しているという、複雑な性質を内在していることに加え、ストックオプションプランが長期にわたり、その間、居住地国や勤務地国を変更するという更に複雑な要素が加わりやすいためである。

我が国のストックオプションに関する税制の変遷を見ると、税制適格ストックオプションにみられる課税繰延ルールには、労働のインセンティブを高めるための報酬設計を阻害しないようにするという配慮が一定程度組み込まれてお

排除すべきか等についてまとめられている。

(46) I F A・前掲注(19)117頁。

り⁽⁴⁷⁾、ストックオプション制度の効果を阻害しないようなルールとなっていると考えられる。

このような配慮は国際的な課税関係についてもなされていくべきではないだろうか。国際的見地からも、ストックオプション制度の効果を阻害しない制度設計がなされることが望ましく、また、個人の国境を越える移動に極力影響を与えない制度設計がなされることが望ましいものとする。

また、国際的二重課税を事後的・個別的な方法により排除する場合、前述のとおり解決までに長時間を要することや、納税者及び当局における事務負担が膨大になることなどのデメリットを有すると思われる。

そのため、ストックオプションを巡る諸問題の解決方法を検討した上で、ストックオプションに関する国際的二重課税については、極力事前的・一般的に排除していくべきであるとする。

(47) 増井良啓「ストック・オプションと所得課税」日税研論集 57 号『人的役務と所得税』116 頁（日本税務研究センター、2006）。更に、増井教授は「私人による報酬設計の創意工夫を阻害しないような課税ルールに改革していくという考え方は、すでに租税特別措置法の立法過程にも現れているし、実際にも望ましいものではないだろうか。」と述べられている。

第2章 スtockオプション制度に関する 国際的課税問題への検討

－OECDでの議論を中心として－

前章で概観したように、ストックオプションに関する各国の課税上の取扱いが異なることから、ストックオプションの権利を付与された者が国境を越える移動をした場合には、国際的二重課税を生ずる可能性が高くなり、多くの問題が持ち上がっている。そこで、OECD租税委員会では2001年にこれらの問題についての検討が開始された。その後2004年に「Cross-border Income Tax Issues Arising from Employee Stock Option Plans（以下「ストックオプション報告書」という。）」が公表された⁽⁴⁸⁾。このストックオプション報告書に含まれるOECDモデル租税条約コメンタリー改正案を反映して2005年にコメンタリーが改正されている。そこで議論されている内容について参照し、ストックオプションに関する問題について国際的な対応の方向性を探る⁽⁴⁹⁾。

(48) スtockオプション報告書では、報酬パッケージの一部として利用されるストックオプション（employee stock-option plans (ESOP)）のみを扱っており、株式付与若しくは株式購入制度（stock purchase plans）、ファントム・ストック・プラン（phantom stock plans）等は扱っていない。OECD. (2004). "Cross-border Income Tax Issues Arising from Employee Stock Option Plans" para 2.

(49) 「租税条約の内容が国によってまちまちになるのは、国際取引の発展にとって好ましくないため、OECDによって・・・モデル租税条約草案が作られて」おり、「最近の先進国間の租税条約は、一般にこのモデル租税条約草案に従っている」ことから、本稿ではOECDでの議論を参考にする（金子・前掲注(29)101頁～102頁）。また、OECDモデル租税条約の各条項には、当該条項の例証又は解釈を意図した詳細なコメンタリーが付されており、これは「加盟国政府から租税委員会に派遣された専門家によって起案され合意されたものであり」、「特に紛争解決に際して、条約の解釈適用に極めて有用である」等、加盟国にとってコメンタリーの内容は重要であると考えことから、本稿ではコメンタリーの内容についても見ていくこととする（川端・前掲注(18)序論 パラ 28～パラ 30）。

第1節 課税時期の相違に関する問題

1 問題点とOECDでの議論

各国のストックオプションに対する課税規則が異なっていることから多くの問題が生じているが、これらの問題は主としてストックオプションが勤務の行われた時点とは非常に離れた異なる時点（例えば、オプションが行使された時点や行使により取得した株式を売却した時点）で課税される⁽⁵⁰⁾ことに基因していると考えられる⁽⁵¹⁾。

OECDでの議論においては、これらの課税のタイミングの差を調整することは試みていない。これは、各国が主権国家として各国内の政策等により構築している独自の税制について、OECDにおいてそれを無視した一律の規定を設けることは相当でないと考えるためではなかろうか。むしろ、検討すべきは、課税時期の相違によって発生した二重課税をどのように排除するかという点であろう。

OECDモデル租税条約では二重課税を排除するために、①一方の国に排他的な課税権を与える、又は②一次的に一方の国に課税権を認め、二次的に他方の国において二重課税を排除する措置を講ずる、という二つの準則を設定している⁽⁵²⁾。このうち、ストックオプションに関しては、②の準則が適用される。

つまり、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）において、源泉地国

(50) スtockオプション報告書では、ストックオプションから生ずる利益への典型的な課税のタイミングとして、①「when the option is granted」（オプション付与時）、②「when the option vests or irrevocably vests」（オプションの権利確定時又は取消不能確定時）、③「when the option is exercised or otherwise disposed of」（オプションの行使時若しくは処分時）、④「when there are no longer any restrictions on the sale of shares acquired under the option」（株式の売却に関する制限がなくなった時）、⑤「when the shares acquired under the option are sold」（株式の売却時）を列挙しつつ、「このリストは網羅的なものではなく、従業員が居住者でなくなった時等、他のタイミングにより課税を行う国がある」旨を注記している。OECD, *supra* note (48), para 7.

(51) OECD, *supra* note (48), para 14.

(52) 川端・前掲注(18)序論 パラ 19.

に、ストックオプションから生ずる利益のうち当該国で行われた勤務から生じた部分について、課税することを認めており、その後、この源泉地国における課税権を一次的に認めたことで生ずる二重課税について、居住地国において条約の二重課税排除のルールによって二重課税を排除する措置を講ずることとなる。

この時、ストックオプションのように源泉地国と居住地国が異なる時点で課税する場合に、どのように二重課税の排除が認められるのかという問題が生ずる。

この点について、ストックオプション報告書では、「居住地国と源泉地国がストックオプションに対して同時に課税しないときの二重課税排除の問題は、OECDモデル租税条約では、二重課税排除規定の適用に関して時間の制約を設けていない」とし、つまり、「たとえ居住地国が源泉地国と異なる時期に課税をしたとしても、その二重課税は排除されなければならない」と述べており⁽⁵³⁾、居住地国に二重課税の排除を強く義務付ける結果となっている⁽⁵⁴⁾。

2 OECDによる提案

上記の問題点とそれに関する議論を踏まえ、OECDではモデル租税条約のコメンタリーを以下のように変更・追加し、ストックオプションの課税時期の相違に関する問題に対応している。

(1) 源泉地国における課税

源泉地国における課税権を明確にするため、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）のコメンタリーに次のパラグラフが追加された。

「本条が規定する源泉地国による課税の要件は、給与、賃金、その他これらに類する報酬が当該国において行われる勤務から生ずることである。

これは、当該所得が使用人に支払われ、貸記されあるいは当該使用人によ

(53) OECD, *supra* note (48), para15.

(54) スtockオプション報告書の原文では「relief must be given even if the State of residence taxes at different time than the State of source. (傍線筆者)」と書かれている。

り確定的に取得される時期にかかわらず、適用される。⁽⁵⁵⁾」

上記で示したように「本条は、源泉地国において行われる勤務から生ずる報酬を構成するストック・オプションの給付の部分について課される租税については、当該使用人が当該国においてもはや勤務を行わなくなった後の時点において当該租税が課されることになるとしても、当該国に当該租税を課することを認めている。⁽⁵⁶⁾」(傍線筆者)

これによって、源泉地国の課税の範囲について、ストックオプションから生ずる利益のうち源泉地国で行われた勤務から生じた部分について、源泉地国が課税できる旨が明確化され、さらにストックオプションに関する報酬の支払がいつなされるか、いつ使用人が確定的に報酬を取得するかに関係なく、当該使用人が源泉地国で勤務をしていない時期であっても、源泉地国の課税権は認められることが明らかにされた。

(2) 居住地国における二重課税の排除

源泉地国において課税された結果生じた二重課税を排除するため、OECDモデル租税条約第23条(二重課税排除の方法)のコメントリーに次のパラグラフが追加された。

「この条約の、特定の項目の所得又は財産に源泉地国が課税することを許容している条項は、そのような租税が課される時期についてはなんらの制限も設けていない(例えば、第15条に関するコメントリー第2.2パラグラフ参照)。第23条Aと第23条B⁽⁵⁷⁾のいずれもが、本条約の条項に従い源泉地国がある項目の所得又は財産に対して租税を課することができる場

(55) 川端・前掲注(18)第15条(給与所得に対する課税)に関するコメントリー パラ2.2。

(56) 川端・前掲注(18)第15条(給与所得に対する課税)に関するコメントリー パラ12.1。

(57) 第23条Aは「累進付国外所得免除方式」であり、第23条Bは「普通外国税額控除方式」である。OECD加盟国間で締結された二国間租税条約では、すでにこれらの二つの方式のどちらかが採用されているところ、現時点でいずれか一方の方法に統一することは困難であり、各国には選択の自由があることから、OECDではこれらの二つの方式を採用を提案している(川田剛＝徳永匡子『OECDモデル租税条約コメントリー逐条解説〔改訂版〕』388頁(税務研究会出版局、2009))。

合には、救済措置が講じられることを要請しているので、そのような救済措置は、源泉地国によってそのような租税が課される時期にかかわらず、講じられなければならない。したがって、源泉地国が当該所得項目又は財産に対して早期にあるいは爾後の年度に租税を課したとしても、居住地国は、かかる項目の所得や財産に関して、税額控除方式又は免除方式によって二重課税の救済措置を講じなければならない。⁽⁵⁸⁾」(傍線筆者)

このように、源泉地国がいついかなる課税をしたとしても、それによって生じた二重課税については、居住地国が排除しなければならないことが明記された⁽⁵⁹⁾。

第2節 所得区分の決定に関する問題

1 問題点とOECDでの議論

雇用のパッケージの一部として付与されるストックオプションは、たとえそれが被用者の雇用者ではない法人から付与された場合（例えば子会社の従業員を対象に親会社から付与された場合）であっても、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）に示す「給与、賃金その他これらに類する報酬」に該当する。このようにストックオプションの付与が被付与者の報酬の一部であることは明らかであるが、一方、オプションの保有又はその後の行使については投資判断を有するものであり、行使時におけるオプションの価値と付与時におけるオプションの価値の差は、OECDモデル租税条約の第15条の

(58) 川端・前掲注(18)第23条A及び第23条B（二重課税の排除の方法）に関するコメントリー パラ 32.8。

(59) 川端・前掲注(18)第23条A及び第23条B（二重課税の排除の方法）に関するコメントリー パラ 32.8には、二国間条約においてモデル租税条約第23条A及び第23条Bの文言に従わず、条約で認めている二重課税の救済を国内法上の規定に従って対処する国においては、源泉地国が異なった年度に課税を行うケースで生ずる二重課税を排除するための他の方法（例えば相互協議手続き等）を検討することが期待されている旨が記されており、この記述からも二重課税は極力排除されるべきであるという姿勢が伺える。

対象というより、むしろ第 13 条の対象となる譲渡所得であり、そうであるとすれば源泉地国における課税権は認められないとも考えられる。その他にも、被用者はオプションの権利が確定するまではオプションの保有又は行使の投資判断ができないため、オプションの権利確定の時点をもって判断すべきという意見や、被用者は単に報酬をオプションとしてもらっているにすぎないため、オプションにより取得した株式の譲渡による利得も含め、オプションから生ずるいかなる利益も第 15 条の適用の範囲内であるとする意見もある⁽⁶⁰⁾。このような各国による見解の相違は、二重課税又は二重非課税を招くおそれがある。

この問題について OECD では、発生した二重課税をどのように排除すべきかということは議論していない。むしろ、二重課税の存否に立ち入る前の段階として、それぞれの国が課税対象とした所得が条約上どの所得に分類されるのかという、条約上の解釈及び適用を双方の国で一致させることにより解決を試みている。つまり、ストックオプションから生じた利益について、いつの時点をもって給与所得と譲渡所得を区分するかを明確化することを試みた。

その結果、OECD では、ストックオプションの行使の時点が被用者が株主になる時点と考え、行使の時点を基準に、給与所得と譲渡所得に区分するという、大多数の国の実務を反映した見解を採用している⁽⁶¹⁾。この見解について、OECD では給与所得と譲渡所得の分岐点として行使時点を採用することは实际的であり、被用者が株主としての地位を獲得し、株式を取得するための投資をした時（権利行使時）から投資家として扱われることを適切であると判断している⁽⁶²⁾。

(60) OECD, *supra* note (48), para18.

(61) OECD, *supra* note (48), para22.

(62) OECD, *supra* note (48), para23.

2 OECDによる提案

上記の問題点とそれに関する議論を踏まえ、OECDではOECDモデル租税条約のコメンタリーを以下のように変更・追加し、ストックオプションの所得区分の決定に関する問題に対応している。

(1) 条約上適用される所得区分

まず、ストックオプションから生じた利益がOECDモデル租税条約第15条（給与所得）に含まれることを明確にするため、OECDモデル租税条約第15条のコメンタリーのパラグラフの一部が次のように変更された。

「加盟国は、「給与、賃金、その他これらに類する報酬」という用語を、勤務に関して受領される現物給付（例えば、ストックオプション、居住又は自動車、健康保険若しくは生命保険の保険保護及びクラブ会員権の利用）を含むものと、一般に理解している。」（追加箇所は傍線部分（傍線筆者）である。）

このようにストックオプションから生じた利益について、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）の適用があることを明確化した上で、OECDモデル租税条約第15条のコメンタリーに次のパラグラフが追加された。

「本条は、使用人に付与されたストック・オプションから生ずる給付で勤務に係る給付に適用される（当該給付について、租税が課される時点を問わない）が、一方、そのような勤務に係る給付は、当該オプションの行使により取得した株式の譲渡による譲渡収益とは区別される必要がある。オプションそれ自体から生ずる一切の給付については、当該オプションが行使、売買その他の方法により譲渡（例えば、雇用者又は発行者による消却又は取得）されるまで、第13条ではなく、本条が適用される。しかしながら、当該オプションが一旦行使され又は譲渡されれば、勤務に係る給付は実現し、当該使用人は取得した株式に関するその後の一切の利得（つまり、行使後に発生した株式の価値）を投資家である株主の資格で取得したものであり、当該利得については、第13条が適用される。実際に、当該使

用人がその勤務から得た当該オプションが消滅し、当該受領者が株主の地位を得る（通常は、そうするために金銭を投資する）のは、行使時である。

⁽⁶³⁾」(傍線筆者)

このように、給与所得と譲渡所得の区別の必要性を説いた上で、その区分時点をオプションの行使時とすることを提案している。

給与所得と譲渡所得の区分時点が客観的に判断できることや、被用者が株主になるという事実に着目して考えると、このOECDの提案は妥当であると考えられる。また、我が国におけるストックオプション（税制上優遇措置を与えられていない一般的なストックオプション（税制非適格ストックオプション））の取扱いとも適合している。

なお、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）のコメントリーには、被用者に付与されたストックオプションに基因する利得は、オプションが雇用の終了後又は退職後に行使されたとしても、一般原則として、第21条（その他の所得）又は第18条（退職年金）の対象とはならない旨⁽⁶⁴⁾も記されており、これにより、ストックオプションから生ずる利益については、条約上は飽くまでも給与所得か譲渡所得に分類されることとなると考えられる。

（２）源泉地国における課税方法

ストックオプションの権利行使の時点を基準に、条約の適用条項を給与所得と譲渡所得に区別することと、源泉地国での課税時期や課税方法との関係について明らかにするため、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）のコメントリーに次のパラグラフが追加された。

(63) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.2。しかし、これには例外があるとしている。それは、オプションの行使により、取消可能な株式を取得する場合である。要件となっている勤務期間が終了するまでは取消可能な権利である場合には、その要件となっている（当該オプションの行使後に続く）勤務期間が終了するまでに株式の価値の増加があったとしても、その部分には第15条（給与所得）が適用されるのが適当であると考えられている。

(64) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.5。

「本条がオプションの行使後及び譲渡後に取得する給付に対して適用されないという事実は、国内法において給与所得課税が当該行使又は譲渡の時点において行われるということを、いずれにせよ、意味しない。すでに述べた通り、本条は、関連する所得について、源泉地国が租税を課する時期に関してなんら制限を課するものではない。それ故、源泉地国は、当該オプションの付与時、行使時（又は譲渡時）、株式の売却時又はその他一切の時点において当該関連する所得について租税を課することができる。

⁽⁶⁵⁾」(傍線筆者)

「本条は、源泉地国に、当該オプションが行使され、売却その他の形態で譲渡される時点までに発生する給付について租税を課することを認めるように解釈されなければならないが、一方、そのような給付についてどのように（例えば、給与所得又は譲渡収益のいずれの所得として）租税を課するかについての決定は、源泉地国に委ねられる。⁽⁶⁶⁾」(傍線筆者)

このように、源泉地国は、いつ、いかなる方法によってもその有する課税権を実行できることが明確化された。つまり、条約上は給与所得と譲渡所得の所得区分の時点を明らかにすることにより、源泉地国の課税権の及ぶ範囲を示し、源泉地国と居住地国の所得の配分規定を設けたにすぎず、その後の課税手続きについては源泉地国の国内法にゆだねられている。

第3節 役務提供地の決定に関する問題

1 問題点とOECDでの議論

OECDモデル租税条約第15条（給与所得）では、源泉地国がその国で行

(65) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.3。

(66) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.4。この例として、源泉地国が、被用者が当該国の居住者でなくなった時に、オプションに対して譲渡所得として課税することも、居住地国が、オプションの行使後の株式の価値の増加を、国内法上、譲渡所得としてでなく給与所得として課税することもできるとしている。

われた勤務から生ずる報酬について課税することを認めているが、ストックオプションについては、過去の勤務に対する報酬であるとの見方もあれば、将来の勤務に対するインセンティブであるとの見方もある⁽⁶⁷⁾ことから、ストックオプションの付与がどの役務に関連するかを一義的に決定することは困難であると考ええる。

例えば、被用者は一定期間その会社に勤務をし続けなければオプションを行使することができないという条件が付されているならば、オプションが将来の勤務に関連するものと見ることもできるであろう。一方、オプションが一定期間中に雇用された者に付与される場合や、オプションが過去の勤務成績を基準にして付与される場合、付与されるオプションの数が前年度の業績に基づいている場合等には、過去の勤務に関連するものと見ることもできるであろう。

このように、ストックオプションから生ずる利益が、どの国の勤務から生じたものかを決定するためには、その契約内容や関連する事実や状況から判断する必要がある。

OECDでは、この問題について、一義的な解決方法を定めるのではなく、個々の事例の契約内容や事実、状況に基づき適用できる一連の一般原則をOECDモデル租税条約第15条のコメンタリーに規定することが最善の方法であると考え⁽⁶⁸⁾、その一般原則を示すに至った。

2 OECDによる提案

上記の問題点とそれに関する議論を踏まえ、OECDではOECDモデル租税条約第15条（給与所得）のコメンタリーに、「使用人ストック・オプションが特定の国において行われた勤務から生じたか否か、及びその範囲の決定は、各事案において、当該オプションに関連する契約（例えば、当該付与されたオプションの行使又は処分の条件）を含むすべての関連する事実及び

(67) OECD, *supra* note (48), para27.

(68) OECD, *supra* note (48), para30.

状況に基づいて行われる。これに関し、次の一般原則が考慮されなければならない。⁽⁶⁹⁾」とし、役務提供地の決定に関する問題については、一般的な原則を示すことで対応している。

(1) 第一の原則（将来の勤務期間を条件とする原則）

第一の原則として、次のとおり示されている。

「使用人ストック・オプションは、使用人がそのオプションを行使する権利を得る条件として求められる勤務期間の後に提供するいかなる勤務にも関連を有していると考えるべきではない。⁽⁷⁰⁾」

つまり、被用者がストックオプションを行使する権利を取得するための条件として一定期間の勤務が求められているとき、その求められている期間における勤務のみがストックオプションから生じた利益に関連する勤務であり、その求められている期間の後にした勤務とは関連がないとされている。

例えば、被用者が3年間同じ会社に勤務することを条件としてストックオプションを付与された場合、当該オプションから生じた利益は、この3年間の勤務から生じたものと考えるべきで、その後の勤務には関連性がないとされる。

しかし、この原則を適用する際に注意すべきこととして、次の点が挙げられている。

イ 行使する権利を得るために必要な勤務期間と、行使できる時期を単に遅らせるにすぎない期間（権利行使待機期間）を区別すること⁽⁷¹⁾

例えば、3年間、被用者が同一の雇用者のもとで勤務することを条件として付与されるストックオプションは、この3年の期間に行われる勤

(69) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.6。

(70) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.7。

(71) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.8。

務から生ずるものと考えられる。

他方、付与後の勤務という条件はなく、3年経過後の所定の日にオプションを行使できる条件で付与されたオプションは、仮にその3年間に勤務をしていたとしても、ストックオプションから生ずる利益と関連する勤務とは考えられない。これは、この「3年間」という条件は単なる権利行使待機期間であり、たとえこの被用者が当該オプションを付与された後すぐに退職をしたとしても、条件とされる3年の期間を待てばオプションを行使することができ、そこから生ずる利益は被用者に帰属するためである。

- ロ オプションを行使する権利を得るために必要な勤務期間と、既に付与されたオプションが勤務期間中に行使されなかった場合に消滅するという条件を区別すること⁽⁷²⁾

例えば、被用者が3年間同じ会社に勤務することを条件としてストックオプションを付与された場合、当該条件を成就するために必要な3年間の勤務は、この勤務がなければオプションを行使することができないため、ストックオプションから生ずる利益と関連する勤務であると言える。一方、既に権利が確定しておりいつでも権利行使が可能な状態であるが、勤務が終了した場合にはその権利が消滅するという場合、権利を消滅させないための勤務はストックオプションから生ずる利益と関連する勤務とは考えられない。勤務が終了した場合に権利が確定したオプションが消滅するという条件は、ストックオプションから生ずる利益を得るための条件ではなく、むしろ既に得ている利益が事後的に喪失するという条件であるためである⁽⁷³⁾。

(72) 川端・前掲注(18)第15条(給与所得に対する課税)に関するコメントリー パラ12.9。

(73) 役務提供地の決定に関する問題の第一の原則(将来の勤務期間を条件とする原則)が適用できない場合として、以下の2つが挙げられている(川端・前掲注(18)第15条(給与所得に対する課税)に関するコメントリー パラ12.10)。

① 被用者が雇用され、別の国に派遣される時又は重要な新たな職責が与えられた

(2) 第二の原則（過去の勤務に基づく原則）

第二の原則として、次のとおり示されている。

「使用人ストック・オプションがその受領者がある特定の期間に提供した役務に対する報酬を意図している限り、当該オプションはそれが付与される時点より前に提供された役務に関連しているともっぱら考えられるべきである。⁽⁷⁴⁾」

つまり、ストックオプションが付与以前の過去の勤務に対する報酬として付与される場合、付与以前の期間の勤務のみが当該ストックオプションから生ずる利益と関連する勤務であると考えられる。

例えば、報酬が被用者の過去の実績や雇用者の過去の財務上の実績に基づいており、この実績が関係する期間中、被用者が雇用者に雇用されていたことが条件とされることが明らかな場合がこれに該当する。また、被用者ストックオプションのプラン参加者の間で、過去の勤務期間の報酬の一部は、後日付与されるストックオプションを通じて支払われることが、十分な根拠をもって予測されていたということが客観的に明らかな場合も、これに該当する⁽⁷⁵⁾。

時に、何ら条件が付されることなくストックオプションが付与された場合で、いずれの時期においても当該オプションが将来のある具体的な期間中に当該被用者によって行われる新たな職務に明らかに関連する場合。この場合は、たとえこれらの新たな職務が遂行される前に当該オプションを行使する権利が与えられていたとしても、当該オプションが新たな職務に関連していると考えるのが妥当である。

- ② オプションは正式に付与されるが、所定の勤務期間を終了するまでは、株式を取得する権利が確定せず、被用者に与えられない場合。この場合は、オプションの付与と株式を取得する権利の確定との間の全期間において提供される勤務に関連していると考えるのが妥当である。

(74) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ 12.11。

(75) しかし、この例については「長年に亘り類似の水準でストック・オプションを付与している雇用者の首尾一貫した慣行」であり、「この慣行が中断されるということの兆候がない限りにおいて」第二の原則の適用があるとされている（川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ 12.11）。

(3) 第三の原則（将来と過去の混合事例に関する原則）

第三の原則として、次のとおり示されている。

「要素によっては、使用人ストック・オプションが過去の役務に対する報酬であることを示すものもあるが、なかには当該オプションが将来の役務に関連するということを示す要素もあるように思われる状況があり得る。そのいずれかであるかが不明確な場合には、使用人ストック・オプションは、一般に、将来の業績に対するインセンティブとして又は優秀な使用人を確保するための方法として与えられる、ということが想起されるべきである。⁽⁷⁶⁾」（傍線筆者）

つまり、過去と将来の勤務のうち、どの部分の勤務に関連するか不明確であり判断に迷う場合には、一義的には、将来の勤務に関連するものと判断することになる。

しかし、このような判断をする前には、事実関係や勤務状況等を検討する必要がある。なぜならば、明らかに過去と将来の双方の特定の期間の勤務に関連している場合もあり得るためであり⁽⁷⁷⁾、その場合には、過去と将来のいずれかではなく、過去と将来の双方の勤務によりストックオプションの利益が生じたと考えることとなる。

第4節 所得配分の方法に関する問題

1 問題点とOECDでの議論

ストックオプションから生ずる利益について、OECDモデル租税条約第15条（給与所得）では、源泉地国がその国で行われた勤務から生ずる報酬について課税することを認めているため、その勤務が複数の国で行われた場合

(76) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.13。

(77) この例として、ストックオプションは過去のある特定の業績目標を達したことに基いて付与されるが、被用者が付与された後3年間勤務を継続する場合に限り、当該オプションを行使できる場合がある。

には、前節の原則に基づき役務提供地国を決定し、ストックオプションから生ずる利益をそれぞれの国で生じた部分に配分する必要がある。

この所得配分の方法について、各国の認識に相違がある場合には、課税が重複する可能性や課税がされない可能性があり、問題が生じ得ることから、OECDでは、所得配分の方法について、一般的な原則を示している。

2 OECDによる提案

OECDでは、「ストック・オプションが一以上の国において行われる勤務から生ずるものと考えられる場合」には、「当該ストック・オプションの給付のいずれの部分それぞれの国において行われた勤務から生ずるのかを決定する必要がある。」とした上で、その所得配分の方法について、「当該ストック・オプションに起因する勤務の給付は、当該ストック・オプションが付与されることとなった勤務が行われた期間の総日数に対する、ある特定の国において行われた勤務の日数の割合に応じて、当該国から生じたと考えられる。」⁽⁷⁸⁾とし、日数であん分することを原則としている⁽⁷⁹⁾。

ここで考慮されるべき勤務の日数とは、当該ストックオプションプランに関連する勤務の日数だけであり、当該ストックオプションを行使する権利を取得するための条件とされている勤務期間を充足するものだけであると考えられている。

つまり、前節の役務提供地の決定に関する問題の第一の原則で見たとおり、被用者がストックオプションを行使する権利を取得するための条件として一定期間の勤務が求められているとき、その求められている期間における勤務

(78) 川端・前掲注(18)第15条(給与所得に対する課税)に関するコメント パラ12.14。

(79) 日数であん分する方法は、我が国における「勤務等が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得の計算」にも採用されている(所得税基本通達161-28)。この通達の適用に当たっては、「国内における公演等の回数、収入金額等の状況に照らしその給与又は報酬の総額に対する金額が著しく少額であると認められる場合」や「国内において勤務し又は人的役務を提供したことにより特に給与又は報酬の額が加算されている場合」は除くものとしている。

のみが考慮されるべきであり、その求められている勤務の後にした勤務は考慮されるべきでないと考えられる。

この考え方を説明するものとして、次の事例がある⁽⁸⁰⁾。

A国の居住者EはX1年1月1日に、X4年1月1日まで3年間勤務することを条件にストックオプションが付与された。Eは、X2年12月31日にB国に転勤し、B国の居住者となる。各年の勤務日数は260日とする。EはX4年7月1日に、当該ストックオプションを行使し、取得した株式を直ちに売却した。この場合、Eはストックオプションを行使する権利を取得するために必要な勤務期間の総日数780日（260日×3年間）に対して、A国で520日（260日×2年間）、B国で260日（260日×1年間）勤務しているので、ストックオプションから生じた利益のうち520/780がA国に帰属し、260/780がB国に帰属することになる。ストックオプションを行使する権利を取得するために求められている期間の後にした130日間の勤務（X4年1月1日からX4年7月1日）については、所得配分の計算には関係しない。

[図表2-4-1]

居住地	A国居住		B国居住	
勤務地	A国勤務		B国勤務	
年	1年目	2年目	3年目	4年目
	↑	(520日間)	↑ (260日間)	↑ (130日間) ↑
	X1/1/1		X2/12/31	X4/1/1
	付与			権利取得
				権利行使+売却
				X4/7/1

このような一般的な原則を示した上で、その例外として、二国間で特定の方法を合意することによって、このような原則から離れることも可能であることを示している⁽⁸¹⁾。例えば、課税時期がオプションの行使時である二国の

(80) OECD, *supra* note (48), para35.

(81) 川端・前掲注(18)第15条（給与所得に対する課税）に関するコメントリー パラ12.15。

間においては、付与から権利を取得するまでの期間に代えて、付与から権利行使までの期間に、それぞれの国で勤務した日数に応じて所得を配分することを合意することができる⁽⁸²⁾。

このような二国間の合意については、その二国間においては原則以外の方法を採用することも認められるべきであるが、この方法と類似の方法を採らない第三国が関与した場合には問題が生じ得るため、注意が必要だろう。

第5節 小括

上記のとおり、ストックオプション制度から生じ得る様々な問題を解決すべく、OECDにおいて議論がなされ、OECDモデル租税条約及び同コメントリーにてこれらの問題を解決するための指針が示されており、その内容は次のようにまとめられる。

まず、ストックオプションも一種の現物給与として給与所得として扱われ、勤務が実際に源泉地国で行われた場合には、その勤務に関連する部分についてのみ源泉地国が課税権を有する。そして、ストックオプションの課税上の取扱いについては次のとおりとなる。

- ① スtockオプションから生じた利益について源泉地国とは異なる年分に居住地国が課税するとしても、居住地国は二重課税の排除をしなければならない。
- ② スtockオプションの行使時点を基準に、条約上適用される所得区分を給与所得と譲渡所得に区別すべきである。
- ③ スtockオプションが関連する勤務を判断する際は、すべての関連する事実と状況、契約内容から決定しなければならない。
- ④ 複数の国で勤務をしている場合、ある国で生ずる利益を求めるには、その国における勤務日数に基づいて決定すべきである。

(82) 日米租税条約では、正にこれと類似の規定を議定書に置いている。

このような指針は、ストックオプションを巡る問題を解決する上で、多くの加盟国の同意を得たものとして、二重課税を回避及び排除する上での重要な解釈指針になり得ると考える。しかし、ストックオプションは契約内容やそれに関連する事実が様々であり、その内容によっては、このような原則的な取扱いは必ずしも適当とは言えないケースもあるだろう。また、OECDモデル租税条約及び同コメンタリーは、二国間租税条約の解釈・適用に際しての重要な解釈基準になり得るとされているが、実際の二国間租税条約のようにそれ自体が法的拘束力を有しているわけではない⁽⁸³⁾。つまり、この指針だけでは二重課税問題は解決されず、最終的には、二国間租税条約によってどこまで対応できるかによるものと思われる。

(83) 谷口勢津夫『租税条約論』15頁以下（清文社、1999）。

第3章 我が国におけるストックオプションに関する国際的課税問題への検討

—新日米租税条約を中心として—

前章ではストックオプションに関するOECDにおける条約上の一般的な指針について概観したが、この一般原則だけでは必ずしもすべての問題を解決できず、最終的には二国間租税条約で対応しなければならないだろう。

我が国では、2004年に改正された日米租税条約において、我が国で締結する租税条約で初めてストックオプションに関する規定が議定書に設けられ、二国間租税条約での解決を図っている。この章では、日米間におけるストックオプションを巡る課税関係を具体的に検討し、二国間租税条約によってどの程度ストックオプションに関する二重課税問題を解決できるか検討する。

第1節 日米租税条約等におけるストックオプションの取扱い

1 米国のストックオプション税制

(1) 税制非適格ストックオプション (Nonqualified Stock Option)

税制非適格ストックオプションを付与された者は、当該ストックオプションの「公正な市場価額」(fair market value) が合理的に算定可能な場合には、通常の現物給与の場合と同様、権利が付与された時点で課税される。一方、「公正な市場価額」が合理的に算定できない場合には、付与時ではなく権利行使時に課税されることになる⁽⁸⁴⁾。ストックオプションの付与時、行使時のいずれの時点で課税される場合でも、その所得は通常所得 (ordinary income) とされる。

(2) 税制適格ストックオプション (Qualified Stock Option)

税制適格ストックオプションは、奨励型ストックオプション (Incentive

(84) Internal Revenue Code (I.R.C) § 83. 伊藤公哉『アメリカ連邦税法〔第4版〕』(中央経済社、2009) 242頁以下。

Stock Option) ともいい、税法上の一定の要件⁽⁸⁵⁾を満たしたストックオプションである。

この税制適格ストックオプションを付与された者が①付与から権利行使の3か月前までの期間継続して勤務しており、②付与後2年以上経過後かつ行使後1年以上経過後に株式の譲渡がされた場合、付与時及び行使時には課税されず、行使により取得した株式を譲渡した時まで課税が繰り延べられ、その利得は軽減税率が適用される長期譲渡所得として認識される⁽⁸⁶⁾。

2 日米租税条約等での取扱い

(1) 日米租税条約における規定

ストックオプションに関する規定は、日米租税条約第14条（給与所得）に係る議定書10にある。日米租税条約第14条において、給与所得とは「勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬」と定義されており、給与所得はその勤務が実際に行われた国（源泉地国）において課税されることを規定している。よって、給与の支払地はその所得源泉地の判定において考慮されないことになる⁽⁸⁷⁾。

(85) ①雇用主である会社又はその親会社、子会社の株式を対象とするストックオプションであること、②発行株式数や付与対象者の範囲等を定めたプラン採択の日の前後1年以内に株主承認あるいは追認を得ること。プランに沿ってオプションが付与されていること、③行使条件等が契約書により示されていること、④ストックオプションの付与は、当該プラン採択の日又は株主承認のいずれか早い日から10年以内であること、⑤権利の行使は、付与の日から10年以内に行われること、⑥相続以外での譲渡が不可であり、付与対象者のみが行使できることが契約書において定められていること、⑦権利行使価額は、付与日の株価以上であること、⑧その法人又は親会社、子会社の各種の株式による議決権を10%超有する者に対してはストックオプションを付与してはならないこと、⑨1年間に権利行使可能限度額は行使価額ベースで10万ドル以下であること。(I.R.C § 422. 内村良祐＝藤原祥二『ストック・オプションの実務〔全訂版〕』78頁以下(商事法務、2004))。

(86) 上記①の継続勤務要件及び②の株式保有期間要件を満たさない場合は、権利行使時点の公正な市場価額と権利行使価格との差額部分は通常所得として累進税率が適用される。また、超過部分は短期資本利得として通常所得と同じ税率が適用される(伊藤・前掲注(84)242頁以下)。

(87) 矢内一好『詳解 日米租税条約』152頁以下(中央経済社、2007)。

(2) 日米租税条約議定書における規定

日米租税条約議定書において「ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益でストックオプションの付与から行使までの期間に関連するもの」は、同条約第 14 条の適用上、「その他これらに類する報酬」とすることが合意されている。

更に、次の①から④までの要件をすべて満たす場合には、ストックオプションの行使の時に被用者が居住者とならない国は、ストックオプションに基づく利益のうち、当該被用者がその国で勤務を行った期間に関連する部分についてのみ課税することができる旨合意されている。

- ① 当該被用者が、その勤務に関してストックオプションを付与されたこと。
- ② 当該被用者が、ストックオプションの付与から行使までの期間中、日米両国内において勤務を行ったこと。
- ③ 当該被用者が、権利行使日において勤務を行っていること。
- ④ 当該被用者が、日米両国の法令に基づき両国内において権利行使益に租税を課されること。

そして、除去されない二重課税を生じさせないために、日米両国の権限ある当局は、このようなストックオプション制度に関する給与所得条項(第 14 条)及び二重課税の排除条項(第 23 条)の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を、相互協議条項(第 25 条)の規定に基づく合意によって解決するよう努める旨が合意されている。

(3) 了解事項における規定

この了解事項は、ストックオプションを巡る国際的二重課税排除の観点から、どのような場合に二重課税が生ずるかを検討したものである。その結果として、国内法の規定により、必ずしも二重課税が排除できるわけではないことを明らかにし、その場合には相互協議により二重課税を排除することを再確認している。これにより、いかなる二重課税の可能性も排除されることになる。

なお、この了解事項では、条約上のストックオプション制度に関する取扱いに関連した議論を補足するため、次のような事例を提示している。

イ 前提事実

- ① オプション価格 15（権利付与時の株式の時価に等しい。）のストックオプションが被用者に付与される。
- ② 権利付与の5年後に権利行使をし、15で株式を取得する。その時の株式の時価は20である。
- ③ 行使により取得した株式を、その翌年40で譲渡する。
- ④ 権利付与から行使までの期間、日米いずれかの国の居住者として、いずれかの国において勤務する。
- ⑤ 権利行使時及び株式譲渡時において、日米いずれかの国の居住者である。

ロ 事例

- ① 被用者は、行使時と譲渡時において日本居住者である。権利付与から行使までの期間は5年間であり、その間、米国で4年、日本で1年それぞれの国の居住者として勤務している。
- ② 被用者は、行使時と譲渡時において米国居住者である。権利付与から行使までの期間は5年間であり、その間、日本で4年、米国で1年それぞれの国の居住者として勤務している。
- ③ 被用者は、行使時に日本居住者で、譲渡時において米国居住者である。権利付与から行使までの期間は5年間であり、その間、米国で4年、日本で1年それぞれの国の居住者として勤務している。
- ④ 被用者は、行使時に米国居住者で、譲渡時において日本居住者である。権利付与から行使までの期間は5年間であり、その間、日本で4年、米国で1年それぞれの国の居住者として勤務している。

これらの4通りの事例について、（日本：非適格、米国：非適格）（日本：適格、米国：適格）（日本：適格、米国：非適格）（日本：非適格、米国：適格）という4通りの課税上の取扱いがあるため、結果的に 16

通りの事例があると考えられているとしている。

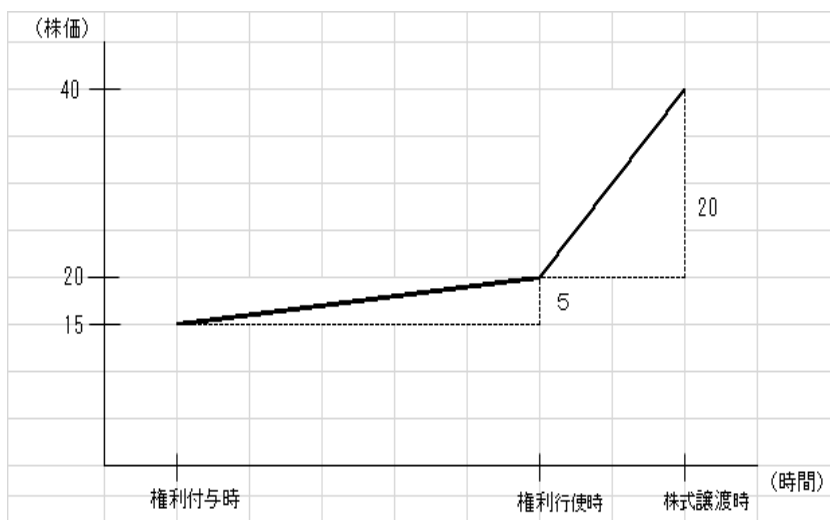
第2節 日米間におけるストックオプションの具体的課税関係

了解事項では日米間のストックオプションの課税パターンとして、上記で示した16通りを想定している。この16通りについて日米租税条約等におけるストックオプションの取扱いを適用した場合の課税関係を検討する。

1 事例の概要

了解事項で示された前提事実のイメージを図示すると次のようになる。

[図表3-2-1]



また、16通りの課税パターンは次のようにまとめられる。

[表 3-2-2]

タイプ		国	ストックオプションの種類別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
				権利行使時	株式譲渡時	
I	1	日本	非 適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
		米国	非 適 格	非居住者	非居住者	4 年
	2	日本	適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
		米国	適 格	非居住者	非居住者	4 年
	3	日本	適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
		米国	非 適 格	非居住者	非居住者	4 年
	4	日本	非 適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
		米国	適 格	非居住者	非居住者	4 年
II	1	日本	非 適 格	非居住者	非居住者	4 年
		米国	非 適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
	2	日本	適 格	非居住者	非居住者	4 年
		米国	適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
	3	日本	適 格	非居住者	非居住者	4 年
		米国	非 適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
	4	日本	非 適 格	非居住者	非居住者	4 年
		米国	適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
III	1	日本	非 適 格	居 住 者	非居住者	1 年
		米国	非 適 格	非居住者	居 住 者	4 年
	2	日本	適 格	居 住 者	非居住者	1 年
		米国	適 格	非居住者	居 住 者	4 年
	3	日本	適 格	居 住 者	非居住者	1 年
		米国	非 適 格	非居住者	居 住 者	4 年
	4	日本	非 適 格	居 住 者	非居住者	1 年
		米国	適 格	非居住者	居 住 者	4 年
IV	1	日本	非 適 格	非居住者	居 住 者	4 年
		米国	非 適 格	居 住 者	非居住者	1 年
	2	日本	適 格	非居住者	居 住 者	4 年
		米国	適 格	居 住 者	非居住者	1 年
	3	日本	適 格	非居住者	居 住 者	4 年
		米国	非 適 格	居 住 者	非居住者	1 年
	4	日本	非 適 格	非居住者	居 住 者	4 年
		米国	適 格	居 住 者	非居住者	1 年

2 課税関係の検討

上記の 16 通りの課税関係は、二重課税が生ずるか否か、生じた二重課税を排除できるか否かの観点から、次に示す 5 つのケースに分類することができる⁽⁸⁸⁾。

(1) 二重課税が生じないケース（二重課税が回避できるケース）

このケースは、日米租税条約等により所得区分が明確化されたことや課税権の配分が明確化されたこと等により、当初から二重課税が生じないものである。

表 3-2-2 に示した 16 通りの課税パターンのうち、このケースに該当するものとして、Ⅰ-2、Ⅰ-4、Ⅲ-3、Ⅳ-2 が考えられる。

このケースの具体的な課税関係を示すと以下のようにになると考えられる。

【具体例 1：Ⅲ - 3】

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日 本	適 格	居 住 者	非居住者	1 年
米 国	非 適 格	非居住者	居 住 者	4 年

日本において税制適格ストックオプションのため、日本国内法の規定により権利行使時に権利行使益について日本では課税されない。一方、米国においては非適格ストックオプションのため米国国内法の規定により権利行使時に課税されることとなるが、非居住地国である米国において、その課税対象額は、日米租税条約等の規定により権利行使益 5 のうち米国勤務

(88) 16 通りの課税関係を考える上で、米国の税制非適格ストックオプションについては、権利付与時に「公正な市場価額 (fair market value)」が算定できないものと仮定し、税制非適格ストックオプションについては、日本と同様、権利行使時に課税することとする。

に関連する4（＝5×4年/5年）となる。

その後、権利行使により取得した株式を米国居住者として譲渡した時には、居住地国である米国が排他的課税権を有することとなり、米国において譲渡収益20が課税される。

また、株式譲渡時に日本においては、日本国内法の規定により税制適格ストックオプションの譲渡益は国内源泉所得となることから⁽⁸⁹⁾、非居住地国である日本においても課税することができる。その課税対象額については、株式の譲渡により取得した利益を権利行使時点を基準として、権利行使益部分とその後の譲渡収益部分に分け、その権利行使益部分（給与所得部分）のうち日本勤務に関連する部分となる。つまり、日本の課税権が及ぶのは権利行使益5のうち日本勤務に関連する1（＝5×1年/5年）のみとなる。

このように、日米租税条約議定書により課税権が明確に配分されたことにより、二重課税を完全に回避することができるケースである⁽⁹⁰⁾。

（2）外国税額控除の規定により、二重課税を排除できるケース

このケースは、一度は二重課税の状態になるが、その生じた二重課税を外国税額控除の規定を適用することにより排除できるため、結果として二重課税を生じないものである。

表3-2-2に示した16通りの課税パターンのうち、このケースに該当するものとして、Ⅰ-1、Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅲ-1、Ⅲ-2、Ⅳ-1が考えられる。

このケースの具体的な課税関係を示すと以下のようになると考えられる。

(89) 所得税法施行令291条第1項三号ロ、租税特別措置法施行令19条の3第14項。

(90) このケースは二重課税を完全に回避することができるだけでなく、課税漏れとなる部分も生じず、双方の国において課税が適正に行われていると考えられる。

【具体例 2 : I - 1】

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日 本	非 適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
米 国	非 適 格	非居住者	非居住者	4 年

日本において税制非適格ストックオプションのため、日本国内法の規定により権利行使時において課税されることとなる。その課税対象額は、日本の居住者であるため、権利行使益全額の 5 となる。同時に、米国においても税制非適格ストックオプションのため、米国国内法の規定により権利行使時に課税されるが、その課税対象額は、日米租税条約等の規定により権利行使益 5 のうち米国勤務に関連する 4 ($= 5 \times 4 \text{ 年} / 5 \text{ 年}$) となる。この時、米国勤務に関連する 4 について日米両国で課税されており二重課税の状態が生じていることから、米国で課税された 4 については、日本において外国税額控除の規定を適用することにより、二重課税を排除することとなる。

また、株式譲渡時については、日本の居住者であることから、居住地国である日本が排他的課税権を有することになり、日本において譲渡収益 20 が課税される。

このように、一度は二重課税の状態になるが、その生じた二重課税を外国税額控除の規定により排除することができるケースである。

- (3) 外国税額控除の繰越制度の期間制限により、二重課税を排除できない場合があるケース

このケースは、生じた二重課税を外国税額控除の規定を適用し排除しようとするが、外国税額控除の繰越制度の期間制限により、必ずしも二重課税を排除することができるとは限らず、結果として二重課税が排除できない場合があるものである。

表 3-2-2 に示した 16 通りの課税パターンのうち、このケースに該当するものとして、Ⅰ-3、Ⅱ-4 が考えられる。

このケースの具体的な課税関係を示すと以下のようになると考えられる。

【具体例 3：Ⅰ-3】

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日 本	適 格	居 住 者	居 住 者	1 年
米 国	非 適 格	非居住者	非居住者	4 年

日本において税制適格ストックオプションのため、日本国内法の規定により権利行使時に権利行使益について日本では課税されない。一方、米国においては税制非適格ストックオプションのため米国国内法の規定により権利行使時に課税されることとなるが、非居住地国である米国において、その課税対象額は、日米租税条約等の規定により権利行使益 5 のうち米国勤務に関連する 4（＝5×4 年/5 年）となる。

その後、税制適格ストックオプションの譲渡益は、日本国内法の規定により、譲渡時に課税されることから⁽⁹¹⁾、居住地国である日本では譲渡価額とオプション価格の差額である 25（権利行使益と譲渡収益の合計）に対して譲渡所得として課税される。

その際、権利行使時に米国において既に課税されている 4 について、日米両国で課税されており二重課税が生じていることから、日本において外国税額控除の規定を適用することにより、二重課税を排除することとなる。しかし、日本国内法の規定により外国税額控除の繰越期間である 3 年を超えて株式の譲渡が行われた場合には、外国税額控除ができないため、二重

(91) 所得税法施行令 109 条第 1 項一号、租税特別措置法施行令 19 条の 3 第 12 項。

課税が排除できなくなる。

このように、外国税額控除の繰越控除の適用により、一定の場合には二重課税を排除できるが、繰越期間には期間制限があるため、繰越可能期間を超えて株式譲渡の行われた場合には二重課税を排除することができないケースである。

(4) 外国税額控除の対象にならず、二重課税を排除できないケース

このケースは、両国が異なるタイミングにおいて共に居住地国として課税していることから、生じた二重課税について外国税額控除の対象にならず、二重課税を排除することができないものである。

表3-2-2に示した16通りの課税パターンのうち、このケースに該当するものとして、Ⅲ-4、Ⅳ-3が考えられる。

このケースの具体的な課税関係を示すと以下のようになると考えられる。

【具体例4：Ⅳ-3】

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日 本	適 格	非居住者	居 住 者	4 年
米 国	非 適 格	居 住 者	非居住者	1 年

日本において税制適格ストックオプションのため、日本国内法の規定により権利行使時に権利行使益について日本では課税されない。一方、米国においては税制非適格ストックオプションのため米国国内法の規定により権利行使時に課税されることとなり、権利行使時に米国の居住者である被用者は、権利行使益全額の5に対して米国で課税される。

その後、税制適格ストックオプションの譲渡益は、日本国内法の規定により、譲渡時に課税されることから、居住地国である日本では譲渡価額とオプション価格の差額である25（権利行使益と譲渡収益の合計）に対して

譲渡所得として課税される。

この時、日本の非居住者期間に課税された、米国における権利行使益 5 への課税をどのように控除するかが問題となる。現行の外国税額控除制度は、日本の居住者であった期間に外国で課された税について税額控除できることとしているため、今回のケースのように、日本の非居住者期間に米国で課された税については、外国税額控除の対象にはならず、二重課税を排除することはできないことになる。

そのため、このように異時点において両国が共に居住地国として課税している場合には、現行の外国税額控除の対象にならないことから、二重課税を排除できない。

(5) 二重非課税が生ずるケース

このケースは、どちらの国からも課税されず、結果として二重非課税となる部分が生ずるものである。

表 3-2-2 に示した 16 通りの課税パターンのうち、このケースに該当するものとして、IV-4 が考えられる。

このケースの具体的な課税関係を示すと以下になると考えられる。

【具体例 1 : IV - 4】

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日 本	非 適 格	非居住者	居 住 者	4 年
米 国	適 格	居 住 者	非居住者	1 年

米国において税制適格ストックオプションのため、米国国内法の規定により権利行使時に権利行使益について米国では課税されない。一方、日本においては非適格ストックオプションのため日本国内法の規定により権利行使時に課税されることとなるが、非居住地国である日本において、その

課税対象額は、日米租税条約等の規定により権利行使益 5 のうち日本勤務に関連する 4 ($= 5 \times 4 \text{ 年} / 5 \text{ 年}$) となる。

その後、日本居住者として権利行使により取得した株式を譲渡した時には、居住地国である日本が排他的課税権を有することとなり、日本において譲渡収益 20 が課税される。

この時、米国においては税制適格ストックオプションを行使したことより取得した株式を譲渡することにより取得する所得については、米国非居住者は課税されない⁽⁹²⁾。

そのため、当該ストックオプションの権利行使から譲渡に関して課税対象となる額は権利行使時に日本で課税される 4 と株式譲渡時に日本で課税される 20 のみとなり、権利行使益のうち米国勤務に関連する 1 は課税されることがない。

このように二重非課税部分が生ずるケースである⁽⁹³⁾。

第 3 節 二重課税を排除できない原因

前節で検討したとおり、二国間の租税条約によっても排除できない二重課税が存在することが明らかとなった。本節では、この原因について検討する⁽⁹⁴⁾。

(92) 了解事項 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/sy160521b.htm (平成 23 年 6 月 7 日参照))、1 頁。

(93) 本稿は、二重課税問題を論じることとし、この二重非課税の問題については論じていないが、このようなケースが生ずることは問題であり、これに対する措置も検討していく必要があると考えている。

(94) 了解事項では、被用者が付与されたストックオプションが、日米両国において税制非適格又は税制適格として一致した取扱いがされる場合には、日米間の課税権の配分を定めている条約上の規定（特に議定書 10）や外国税額控除を定める両国の国内法の規定によりいかなる二重課税の可能性も排除されるとしている。ただし、付与されたストックオプションが日本では税制適格として扱われる一方、米国においては税制非適格として扱われる等（日米の取扱いがこの逆になる場合を含む。）、日米両国の取扱いが異なる場合には、二重課税が完全に排除されない場合もあり得ることを指摘している。

1 外国税額控除の繰越制度の期間制限

ここでは、前節の2（3）で見たケース（外国税額控除の繰越制度の期間制限により、二重課税を排除できない場合があるケース）について、二重課税を排除することができない原因を検討する。

（1）外国税額控除制度

外国税額控除とは、国際的二重課税を排除する措置として我が国をはじめとする多くの国で採用されている方法である。

外国税額控除方式では、居住者が、日本国内で生じた所得及び国外で生じた所得について日本で課税され、更に国外で生じた所得が外国で課税対象とされる場合、国外で生じた所得について日本及びその外国の双方で二重に課税されることから、この国際的な二重課税を調整するために、一定額を日本の所得税額から差し引くこととなる。

この外国税額控除制度について、国際課税の局面では、例えば日米租税条約第23条を見てもわかるように⁽⁹⁵⁾、我が国の居住者の税額控除については我が国の法令に従い、米国の居住者の税額控除については米国の法令に従うことが定められており、条約上の二重課税の排除規定は確認規定であると解されている⁽⁹⁶⁾。つまり、租税条約締約国との関係において我が国の居住者が二重課税の排除措置として外国税額控除制度を適用できるのは、

(95) 日米租税条約第23条では次のように規定されている。

「第1項 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従って合衆国において租税を課される所得を合衆国において取得する場合には、当該所得について納付される合衆国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。…

〈中略〉

第2項 合衆国は、合衆国の法令（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の規定及び当該法令上の制限に従い、合衆国の居住者又は市民に対し、次のものを合衆国の租税から控除することを認める。

〈以下省略〉」（傍線筆者）

(96) 小松芳明『租税条約の研究〔新版〕』114頁（有斐閣、1982）、川田剛『新日米租税条約を読む』248頁（税務経理協会、2004）。

飽くまで我が国の国内法上の根拠に基づき我が国の外国税額控除制度が排除を認めている範囲であると考えられる⁽⁹⁷⁾。したがって、国際課税の局面においても、国内法の規定やそこで定められている制限が及ぶことになる。

(2) 我が国における外国税額控除の繰越制度

我が国の外国税額控除には、「控除余裕額」と「控除限度超過額」の繰越制度が置かれている⁽⁹⁸⁾。この繰越制度は、外国税額の納付時期と国外所得の発生時期が一致しないことにより、控除できない外国税額が生ずる事態に対処するための措置である⁽⁹⁹⁾。我が国の外国税額控除制度においては、外国所得税を納付することになった年分において外国税額控除を行うこととされているが、その年分は国外所得の生じた年分と必ずしも対応しない。例えば、今年に国外所得があり、翌年に外国所得税を納付した場合、翌年に国外所得がなければ、控除限度額がないため外国税額控除の規定を適用することができなくなる。このような時期のずれによって外国税額控除制度の趣旨が損なわれることのないように、繰越制度が認められている⁽¹⁰⁰⁾。

外国税額控除の繰越制度は、昭和 38 年に繰越期間 5 年間として創設され、昭和 63 年 12 月改正において繰越期間が 5 年間から 3 年間に短縮され現在に至っている。この改正の理由として、①当該繰越制度が我が国が採用している外国税額控除の方式（一括限度額方式）とあいまって、控除余裕枠の流用を助長する結果となっていること⁽¹⁰¹⁾、②我が国の制度は、諸外国に比べても、繰越期間が長期にわたっていること⁽¹⁰²⁾、③外国税納付時期

(97) 川端・前掲注(43)国際課税の理論と課題 102 頁。

(98) 所得税法第 95 条第 2 項、第 3 項。

(99) 国税庁「昭和 63 年改正税法のすべて」401 頁。

(100) 藤本哲也『国際租税法』29 頁（中央経済社、2005）。

(101) 例えば、ある年度に外国で高率で課され、控除限度額の範囲では控除しきれなかった外国税額がある場合に、この控除限度超過額が、別の年度において、低率課税国で生じた国外所得から計算される控除限度額を利用して控除されてしまうという問題がある（国税庁・前掲注(99)401 頁）。

(102) 昭和 63 年当時の主要国の繰越期間は、次のとおりである。（国税庁・前掲注(99)382 頁）

アメリカ：超過額の繰戻し 2 年、超過額の繰越し 5 年

と国外所得発生時期の差が3年以上に及ぶことはほとんどないと考えられること等が挙げられている^{(103) (104)}。

(3) 二重課税が排除できない原因

このように、外国税額控除の繰越制度に期間の制限があることが、二重課税を排除できない原因である。これは我が国に限ったことではなく、了解事項でもこの原因により二重課税が排除できない場合があることを指摘している。また、OECDにおいても、課税時期が一致しないことが原因で二重課税が排除できない場合があることを認識している⁽¹⁰⁵⁾。

この問題に対する解決策として、日米間においては、除去されない二重課税を生じさせないために、日米両国の権限ある当局は相互協議による合意によって解決するよう努める旨が合意されている。

しかし、相互協議による解決の場合、事後的かつ個別的な解決にならざるを得ず、また、このような合意のない国間においては二重課税が排除できないまま放置されることになる。

2 居住地国の課税権の競合

ここでは、前節の2(4)で見たケース(外国税額控除の対象にならず、二重課税を排除できないケース)について、二重課税を排除することができない原因を検討する。

(1) 外国税額控除制度の対象

外国税額控除は、源泉地国において課税された所得について、居住地国において再度課税をすることで生ずる国際的二重課税を、源泉地国において納付した所得税等を居住地国の所得税から税額控除するものである。つ

フランス：超過額の繰越し 5年

イギリス、ドイツ(旧西ドイツ)：繰越制度なし

(103) 国税庁・前掲注(99)401頁。

(104) 現在米国では、繰戻期間2年、繰越期間5年だった制度を2004年に改正し、繰戻期間1年、繰越期間10年となっている(I.R.C §904)。

(105) 川端・前掲注(18)第23条A及び第23条B(二重課税の排除の方法)に関するコメンタリー パラ 32.8。

まり、外国税額控除の前提として、源泉地国における非居住者課税と居住
地国における居住者課税の双方が行われる必要がある⁽¹⁰⁶⁾。そのため、双
方の国において居住地国における居住者課税が行われる場合には、租税条
約に定めのある「双方居住者の振分け規定⁽¹⁰⁷⁾」により、居住地国をどち
らか一方の国と認定し、他方の国を源泉地国と認定して二重課税を排除す
るために外国税額控除の規定を適用することになる。しかし、異なる時点
において、双方の国において居住地国として居住者課税が行われる場合
には、この「双方居住者の振分け規定」は及ばない⁽¹⁰⁸⁾ことから、異なる時
点において双方の国で居住者課税が行われたことにより生じた国際的二重
課税については、外国税額控除の対象にならない。

また、実際、我が国の国内法では、居住者に対して外国税額控除の適用
を認めつつ⁽¹⁰⁹⁾、その外国税額控除の対象とならない外国所得税として「居
住者がその年以前の年において非居住者であった期間に生じた所得に対し
て課される外国所得税の額」と規定している⁽¹¹⁰⁾。つまり、相手国の居住
者として課税された部分については、我が国の非居住者期間中に生じた所
得に対して課された外国所得税であることから、我が国の外国税額控除の
対象にならない。

(2) ストックオプションの課税例

前節の2 (4) の事例において、付与されたストックオプションを税制
非適格として扱う行使時の居住地国(米国)は、権利行使時に米国国外源
泉所得を含む権利行使益すべてについて課税するため、この時、権利行使
益に対して源泉地国の課す租税を控除する義務が生ずる。しかし、当該米
国国外源泉所得について、日本が租税を課し二重課税が生ずるのはストッ

(106) 矢内一好＝高山政信『外国税額控除の理論と実際』30頁(同文館出版、2008)。

(107) 例えば、OECDモデル租税条約や日米租税条約では第4条がこれに該当する。

(108) 川端・前掲注(18)第23条A及び第23条B(二重課税の排除の方法)に関するコ
メンタリー パラ4.1。

(109) 所得税法第95条第1項。

(110) 所得税法施行令第222条の2第4項第一号。

クオプションの権利行使により取得した株式の譲渡時であり、それは日本の居住者期間であるため、日本は源泉地国としてではなく、居住地国として課税していることになる。そのため、外国税額控除の前提である、源泉地国における非居住者課税と居住地国における居住者課税の双方が行われていることにはならず、外国税額控除の適用によって二重課税を排除することはできない。

一方、付与されたストックオプションを税制適格として扱う日本からみると、被用者がストックオプションを行使した後に米国でなされた課税は、日本の非居住者期間中のものである。その後、当該被用者が日本の居住者となりストックオプションの権利行使により取得した株式の譲渡時に権利行使益と譲渡収益を合わせて課税すると権利行使益部分に二重課税が生ずるが、米国における権利行使益部分への課税は、日本の非居住者期間中に、米国が居住地国として課した租税であるため日本の外国税額控除の対象にはならず、二重課税を排除することができない。

(3) 二重課税が排除できない原因

非居住者期間中に課された外国所得税が外国税額控除の対象にならないことが、二重課税を排除できない原因であり、このように異時点において居住地国の課税権が競合することが外国税額控除の対象にならないことは、OECDも認識している⁽¹¹¹⁾。

この問題に対する解決策として、日米間においては除去されない二重課税を生じさせないために、日米両国の権限ある当局は、相互協議による合意によって解決するよう努める旨が合意されている。

しかし、相互協議による解決の場合、事後的かつ個別的な解決にならざるを得ず、このような合意のない国間においては二重課税が排除できないまま放置されることになる。

(111) 川端・前掲注(18)第23条A及び第23条B（二重課税の排除の方法）に関するコメンタリー パラ4.1。

第4節 小括

日米間の課税関係を見ると、日米両国において税制非適格又は税制適格として課税のタイミングが一致している場合には、日米租税条約等の課税権の配分規定や両国の国内法による外国税額控除の規定により、いかなる二重課税の可能性も排除されることが明らかになった。ただし、付与されたストックオプションが日本では税制適格として扱われる一方、米国においては税制非適格として扱われる等（日米の取扱いがこの逆になる場合を含む。）、日米両国の課税のタイミングが異なる場合には、二重課税が完全に排除されない場合もあり得る。この二重課税を完全に排除することができない原因として、「外国税額控除の繰越制度の期間制限」と「居住地国の課税権の競合」の2つが考えられることは、前節で検討したとおりである。

この2つの原因については、日米間に限って生ずる事象ではなく、他のいかなる国との間においても生じ得るものであろう。また、日米間においては、「除去できない二重課税」について、相互協議で解決することを明確に合意しているが、このような二国間租税条約を締結していない国においては、二重課税を排除できないまま放置されることも予測される。更に、条約により所得区分や課税権の配分について明確にされていない国との間においては、納税者にとって課税関係すら予測のできない状況が生じ、二重課税問題も複雑化するであろう。

このような二重課税問題が生ずることは、今後ますます国際化していく社会において障害となり得るものであり、その原因がわかっている以上、この問題解決のための手当てが極力なされるべきであると考ええる。

第4章では、この二重課税問題についてどのように対応していくべきか検討を加える。

第4章 スtockオプションを巡る国際的二重課税問題解決のための考察

この章では、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題について、前章で明らかにした原因にどのように対応していくべきか考察する。また、主要国間における二国間租税条約等での規定を比較検討することにより、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題について、今後の在り方を考察する。

第1節 国際的二重課税を排除できない原因への対応

1 外国税額控除の繰越制度の期間制限

前章で見たとおり、外国税額控除の繰越制度に期間の制限があることにより、二重課税を排除できない場合があることが明らかとなった⁽¹¹²⁾。ここでは、この問題についてどのように対応していくことが望ましいか検討する。

(112) このことについては、日米間の了解事項でも認識しており（原文は次のとおりである。「the limitations in the domestic laws foreign tax credit provisions (such as limitations related to carryforward or carryback periods…) operate in a manner that may prevent the alleviation of double taxation」）、その上で、このように排除できない二重課税は相互協議によって排除すべきとしている。

また、米国において公表されている日米租税条約議定書に関する米国財務省の解説（以下「テクニカル・エクスプラネーション」という。）では、このような二重課税を相互協議で排除する場面において、外国税額控除の繰越制度の期間制限は二重課税排除の妨げとなるものではないとしている（IRS “DEPARTMENT OF THE TREASURY TECHNICAL EXPLANATION OF THE CONVENTION BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND ON CAPITAL GAINS, SIGNED AT WASHINGTON ON NOVEMBER 6, 2003”, p64, (<http://www.irs.gov/pub/irs-trty/japante04.pdf> 平成23年6月7日参照)。原文は次のとおりである。「The limitations in the domestic law foreign tax credit provisions of Japan and the United States, such as limitations related to carryforward or carryback periods and limitations related to differences in the characterization of items of income or gain, will not prevent the alleviation of double taxation by the competent authorities in these cases.」）。

(1) 我が国の外国税額控除の繰越期間に対する考え方

日本の現行制度における外国税額控除の繰越期間については、控除余額の繰越期間及び控除限度超過額の繰越期間ともに各3年間と制限されているが、この3年間という期間制限には明確な根拠が存在しないという意見もある⁽¹¹³⁾。また、外国税額控除の政策的課題の1つとして、控除限度超過額等の繰越期間をどのくらいの期間に設定するかという問題も提起されている⁽¹¹⁴⁾。

実際、二重課税の完全排除から考えた場合、期間制限を設けるべきでないという考えや、期間に制限がないのは執行可能性を考えた場合に現実的ではないため、せめて米国のように控除限度超過額の繰越期間を10年にするのが妥当ではないかという意見がある⁽¹¹⁵⁾。

また、経済界からは、繰越期間の経過により国際的な二重課税が完全に排除されない可能性が依然として残っていることを理由に、企業の海外活動の制約とならないためにも控除限度超過額等の繰越期間を延長することが要望されている⁽¹¹⁶⁾。

したがって、外国税額控除の繰越期間を考えるに当たっては、その延長を望む声が多く存在することを考慮する一方で、昭和63年12月の改正において繰越期間が5年間から3年間に短縮された背景⁽¹¹⁷⁾も考慮し、検討をする必要がある。

(113) 本庄・前掲注(31)114頁。社団法人日本貿易会「外国税額控除制度の改正に関する提言」10頁(2003)。

(114) 矢内ほか・前掲注(106)31頁。他の政策的課題としては、「控除限度額方式の選択」として、一括限度額方式と国別限度額方式のいずれを採用すべきかという点が挙げられている。

(115) 本庄・前掲注(31)114頁。

(116) 社団法人日本経済団体連合会「平成23年度税制改正に関する提言」7頁(2010年9月14日)。同様の要望が平成22年度税制改正の際にも提言されている。また、全国銀行協会からも「平成23年度税制改正に関する要望(<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/2010/06/22160000.html> (平成23年6月7日参照))」(平成22年6月22日)において、二重課税の問題を解決するために、外国税額控除の繰越期間を現行の3年間から少なくとも7年間に延長することが要望されている。

(117) この背景については、第3章第3節の1(2)に示したとおりである。

(2) 主要国における外国税額控除制度の比較

主要国の外国税額控除制度は次表のとおりまとめられる⁽¹¹⁸⁾。

[表 4-1-1]

	控 除 余 裕 額 ・ 限 度 超 過 額 の 取 扱 い	控 除 限 度 額 の 計 算
日 本	余裕額の繰越し 3 年 超過額の繰越し 3 年	一括限度額方式 ⁽¹¹⁹⁾
アメリカ	超過額の繰戻し 1 年 超過額の繰越し 10 年	所得項目別限度額方式 ⁽¹²⁰⁾ (2 種類) ※平成 18 年までは 9 種類
イギリス	繰越しを認めず ⁽¹²¹⁾	所得項目別限度額方式 (9 種類)
ド イ ツ	繰越しを認めず	国別限度額方式 ⁽¹²²⁾
フランス	繰越しを認めず	国別限度額方式

この表からわかるとおり、控除余裕額・限度超過額の取扱いについて、イギリス、ドイツ、フランスは原則として認めていない。これらの国に比

(118) 政府税制調査会平成 19 年 10 月 12 日、企画 17-7 「国際課税関係」16 頁。本庄・前掲注(31)110 頁。

(119) 一括限度額方式とは、外国を一つの国とみて外国税額と国外所得を一括・通算して計算するものである。この方式は、国別限度額方式に比べて計算が簡便であるという利点がある一方で、外国税額及び国外所得が平均化されるために、居住地国よりも実効税率が高い国の租税についても外国税額控除がされるという欠点がある(矢内ほか・前掲注(106)99 頁)。

(120) 所得項目別限度額方式とは、外国税額控除を一括限度額方式で計算するものではあるが、いわば所得の分類を行うことによって、所得分類ごとに一括限度額方式を適用するものである。一括限度額方式に比べ複雑な計算を必要とするが、国別限度額方式ほどの煩雑さを避けることができ、外国税額控除の限度額の流用を防止できる利点がある(水野・前掲注(3)593 頁、矢内ほか・前掲注(106)107 頁)。

(121) 例外として、国外支店等の事業所得に課された外税については、3 年間の超過額の繰戻しと無制限の超過額の繰越しが認められている。

(122) 国別限度額方式とは、外国の国ごとに外国税額と所得を算定して、国別の控除限度額を計算する方式である。この方式は、居住地国と各外国一カ国との実効税率の比較となるため、一括限度額方式に比べて、国別の控除限度額の過不足の通算ができなくなる。そのため、居住地国よりも実効税率が高い国の租税について外国税額控除されることがないという利点がある一方、国別と所得の計算が煩雑となる欠点がある(矢内ほか・前掲注(106)99 頁)。

べ、日本及びアメリカの制度は制限が比較的緩いものであると考えられる。

また、控除限度額の計算について、アメリカ、イギリスは所得項目別限度額方式を採用しており、ドイツ、フランスは国別限度額方式を採用しているのに対し、日本はそのいずれも採用しておらず、一括限度額方式という最も緩やかなものである。

これらのことから、外国税額控除制度全般的に見ても、日本は諸外国に比べ制限が緩和された制度になっていると言える⁽¹²³⁾。

(3) 検討

外国税額控除の繰越制度に期間の制限があることにより排除できない二重課税問題を解決するための方法を次のとおり検討する。

イ 外国税額控除の繰越期間を延長する。

外国税額控除の繰越制度の期間制限を撤廃することにより、この問題が解決することは明らかである。しかし、それは我が国の課税権をむやみに放棄する結果となり適切な方法とは言えず、他の国と比較して、現状でも十分緩やかな制度であるものを、更に制限を緩和することは妥当ではないと考える。更に、適正な税務の執行上、外国税額控除の繰越額等を正しく管理する必要があるが、無期限にわたってそれを管理することは実務上不可能であるだろう。

そこで、繰越制度の期間制限を撤廃するのではなく、繰越期間を延長することで、この問題を解決する方法について検討することとする。

例えば、外国税額控除の繰越期間を現行制度の3年間から旧制度の5年間、又は経済界が要望している7年間に延長することで、一定程度この問題を解決することができる。

この方法のメリットは、国内法の改正のみで対応可能なため、条約等における解決方法に比べ比較的容易であることである。また、各界から毎年挙がっている要望に応えることができる。

(123) 本庄・前掲注(31)496頁。

一方、この方法を採用したとしても、繰越制度の期間制限がある限り、依然として二重課税が排除できない可能性は残っており、更に繰越期間を緩和することにより、我が国が採用している外国税額控除の方式（一括限度額方式）とあいまって、控除余裕枠の流用を助長することとなり、我が国の課税権を確保できない結果になるというデメリットもある。また、我が国の外国税額控除制度は諸外国に比べて制限が緩やかなものであるため、これ以上の緩和は、課税権の放棄につながりかねないと考え

る。

ロ 国外所得免除方式を採用する。

適格ストックオプションの行使により取得した株式の譲渡時に居住地国において課税をする際に、行使時に既に源泉地国において課税された部分について、課税対象額から控除する方法である。このように、国外所得免除方式を採用することにより問題を解決することができる

と考える。

具体的なイメージを、第3章第2節の2（3）で示した例を用いると次のようになる。

[表4－1－2]

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日本	適格	居住者	居住者	1年
米国	非適格	非居住者	非居住者	4年

この例において、権利行使時には米国が米国勤務に関連する4（＝5×4年/5年）が課税される。

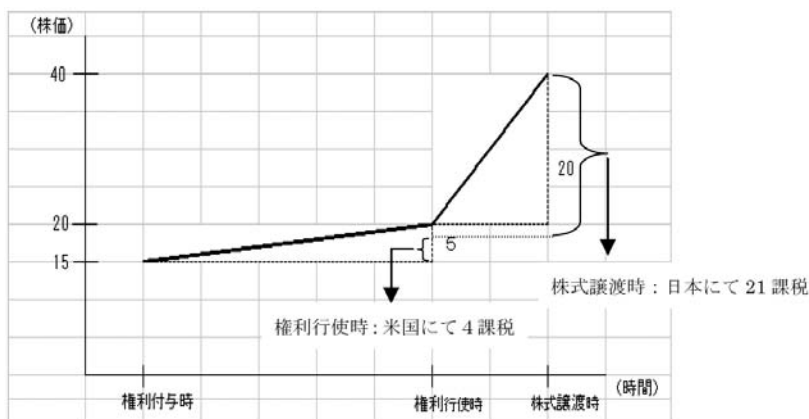
その後、税制適格ストックオプションの譲渡益について、日本が株式譲渡時に課税する。本来ならば、居住地国である日本は、譲渡価額とオ

プション価格の差額である 25（権利行使益と譲渡収益の合計）に対して譲渡所得として課税するが、このように課税をしてしまうと、外国税額控除の繰越期間の制限により米国で既に課税されている 4 について、二重課税を排除できない場合がある。

そこで、これを解決するために、図表 4-1-3 のように課税することとする。

つまり、権利行使時に米国にて既に課税されている 4 については、株式譲渡時の課税対象額から除き、その残った部分の 21 のみ日本における課税対象とするのである。

[図表 4-1-3]



この方法により、この例において二重課税は完全に排除できることとなる。

この方法を採用するためには、税制適格ストックオプションに関する課税方法を定める際に、株式の売却価額から控除する取得価額を上昇させる旨等の規定が必要になり、それは国内法で定める必要がある。この国内法の手当ては、ストックオプションが適格で権利行使時及び株式譲

渡時に被用者の居住地国である国においてなされる必要があり、この例においては、それは我が国に該当する。しかし、反対の例（ストックオプションが適格で権利行使時及び株式譲渡時に被用者の居住地国が相手国の例）の場合には、相手国において手当てがなされなければならない。そうすると、我が国の国内法を手当てとしたとしても、相手国においても同様の規定がない限り、すべての二重課税が排除できることにはならないという問題が残る。また、どのような場合に国外所得免除方式を採用できるかを明確にする必要があるだろう。

しかし、この方法により課税関係が簡素化することは明らかであり、納税者の手続面や税務当局の執行面からも実務的であると思われる。

2 居住地国の課税権の競合について

ストックオプションの課税を考える時、ストックオプションの権利付与時、権利確定時、権利行使時、株式譲渡時で、被用者が異なる国に居住することもあり得る。そのため、それぞれの国がそれぞれの時点において居住地国として課税権を有する場合には、居住地国の課税権が競合することになる。前章で見たとおり、外国税額控除の規定は、居住地国と源泉地国による二重課税を扱っており、異時点における居住地国同士による二重課税については外国税額控除の対象にならず二重課税を排除することができない。このことはOECDも認識している問題であり⁽¹²⁴⁾、一定の解決方法も提言している。

居住地国の課税権の競合による二重課税問題について、OECDで提言している解決方法を検討し、その適用可能性等について検討する。

(1) OECDによる提言

OECDモデル租税条約では、第4条（居住者）において同時に無制限納税義務を負う場合、つまり双方居住者の取扱いを示しているが、これは同時に双方居住者になった場合の取扱いであり、双方の国において異なる

(124) OECD, *supra* note (48), para37.

時期に無制限納税義務を負う場合は対象としていない(傍点筆者)。そのため、このような場合に生ずる二重課税については、排除することができないとされていることは既に述べたとおりである。

この問題についてOECDでは、「異なる時点における居住地国と居住地国との間で生ずる二重課税の問題」から、「異なる時点における居住地国と源泉地国との間で生ずる二重課税の問題」に変換することで解決することができる⁽¹²⁵⁾。つまり、一方の締約国においてストックオプションに関連する勤務が行われ、同国において居住地国として課税されたとしても、それを「ストックオプションに関連する勤務が行われた範囲について、他方の締約国から見る限りにおいて、一方の締約国において『源泉地国』として課税された」と変換することで、他方の締約国は、役務が提供された国(源泉地国)の課税から生ずる二重課税を救済できることとなる。

この時、租税条約における二重課税排除の規定(モデル租税条約第23条A及び第23条B)は、居住地国における二重課税の排除のみを目的として取り扱っているため、相手国がストックオプションから生じた所得に源泉地国としてではなく居住地国として課税していることは、本条の適用上問題にならないとしている⁽¹²⁶⁾。

(2) 具体的事例

OECDの提言について、第3章第2節の2(4)で示した例を用いて具体的に検討すると次のようになる。

(125) 川端・前掲注(18)第23条A及び第23条B(二重課税の排除の方法)に関するコメントリー パラ4.2。

(126) 川田ほか・前掲注(57)380頁。

[表 4－1－4]

国	ストックオプションの種別	被用者の居住形態		付与から行使までの期間のうち各国における勤務期間
		権利行使時	株式譲渡時	
日 本	適 格	非居住者	居 住 者	4 年
米 国	非 適 格	居 住 者	非居住者	1 年

この例において、権利行使時に米国の居住者である納税者は、権利行使益全額の 5 に対して米国で課税される。

その後、税制適格ストックオプションの譲渡益について、居住地国である日本は、譲渡価額とオプション価格の差額である 25（権利行使益と譲渡収益の合計）に対して株式譲渡時に譲渡所得として課税をすることとなる。このままでは、行使時の米国、株式譲渡時の日本共に居住地国として課税しているため、外国税額控除の対象にならず、日米の課税が重複している 5 について二重課税を排除できないことになる。

そこで、これを解決するために、次のように課税することとする。

- ① 権利行使時に米国は居住地国として権利行使益全額の 5 に課税する。
- ② 株式譲渡時に日本は居住地国として 25（権利行使益と譲渡収益の合計）に課税する。
- ③ それと同時に、権利行使時に米国にて課税された 5 のうち米国勤務に関連する 1（ $= 5 \times 1 \text{年} / 5 \text{年}$ ）について、「米国において源泉地国として課税されたもの」として、日本において外国税額控除の適用を受け、二重課税を排除する。
- ④ 更に、米国において、権利行使時に米国が課税をした 5 のうち日本勤務に関連する 4（ $= 5 \times 4 \text{年} / 5 \text{年}$ ）について、「（株式譲渡時に）日本において源泉地国として課税されたもの」として、米国の外国税額控除の適用を受け、二重課税を排除する。

こうすることにより、居住地国間の課税権の競合問題を通常の居住地国

と源泉地国の課税権の競合問題に還元することができ、二重課税を排除することが可能となる。

(3) 検討

居住地国の課税権の競合により排除できない二重課税問題を解決するための方法を次のとおり検討する。

イ OECDが提言している解決方法を採用する。

上記で見たとおり、OECDで提言している方法を採用することにより、二重課税を排除することは可能である。

この方法を実現するためには、両国間においてこのように取り扱う旨の取決めをする必要がある⁽¹²⁷⁾。そのため、この方法を採るには、相手国の協力が不可欠であり、相手国の理解を得られない場合には、依然として解決できないこととなる。

また、この方法によったとしても、「外国税額控除の繰越制度の期間制限」により二重課税を排除できない場合があり得るという問題もある。この方法では、権利行使時になされた課税について、株式譲渡時に外国税額控除によって二重課税を排除しようとしているが、権利行使から株式譲渡までの期間が長期にわたる場合（日本においては3年超の場合）には、外国税額控除の繰越期間の制限に抵触し、二重課税を排除できないこととなる。このため、二重課税を完全に排除するためには、先に検討した「外国税額控除の繰越制度の期間制限」に対する対応策を併せて採る必要がある。

ロ 国外所得免除方式を採用する。

外国税額控除の国内法の制限問題の際に検討した「国外所得免除方式」の採用について検討する。

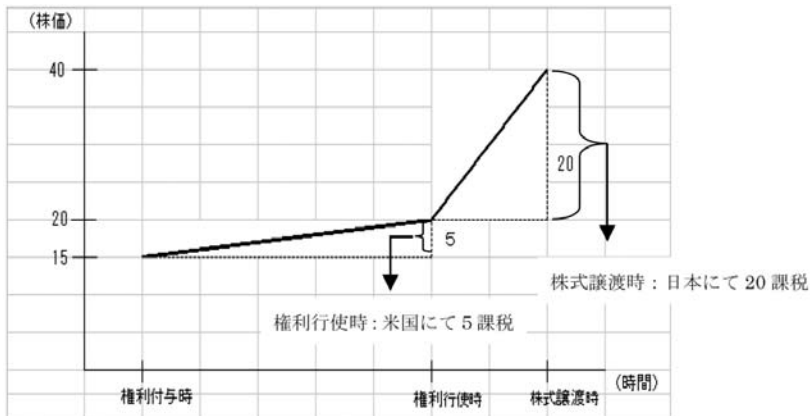
表4-1-4の事例において、権利行使時には米国において5課税された後、株式譲渡時に日本が課税をする際に、本来ならば居住地国であ

(127) 更に我が国においては、国内法の手当てが必要となるだろう。

る日本は、譲渡価額とオプション価格の差額である 25（権利行使益と譲渡収益の合計）に対して譲渡所得として課税する。しかし、このように課税をしてしまうと、二重課税を排除できない可能性があることから、これを解決するために、図表 4－1－5 のように課税することとする。

つまり、権利行使時に米国にて既に課税されている 5 については、株式譲渡時の課税対象額から除き、その残った部分の 20 のみ日本における課税対象とするのである。

[図表 4－1－5]



この場合、権利付与から権利行使までの各国における勤務期間と各国における権利行使益の課税対象額を見ると、所得の配分が適切であるとは言えないが（本来ならば、権利行使益 5 のうち、4 は日本における勤務に関連する部分として日本が課税権を有することになる）、しかし、二重課税は完全に排除できることとなる。

この方法による場合、税制適格ストックオプションに関する課税方法を定める際に、株式の売却価額から控除する取得価額を上昇させる旨等の規定が必要になり、それは国内法で定める必要がある。この国内法の

手当では、ストックオプションが適格で権利行使時及び株式譲渡時に被用者の居住地国である国においてなされる必要があり、この例においては、それは我が国に該当する。しかし、反対の例（ストックオプションが適格で権利行使時及び株式譲渡時に被用者の居住地国が相手国の例）の場合には、相手国において手当がなされなければならない。そうすると、我が国の国内法を手当てしたとしても、相手国においても同様の規定がない限り、すべての二重課税が排除できることにはならないという問題が残る。また、どのような場合に国外所得免除方式を採用できるかを明確にする必要があるだろう。

しかし、この方法により課税関係が簡素化することは明らかであり、納税者の手続面や税務当局の執行面からも实际的であると思われる。

第2節 租税条約における対応

1 主要国間における租税条約

主要国間におけるストックオプションに関する租税条約の内容について、特に第2章で見たストックオプション制度から生じ得る国際的課税問題である、「課税のタイミング」「所得区分の決定」「役務提供地の決定」の取扱いについて比較検討する。

(1) 日米租税条約

日米租税条約の内容は、第3章第1節で見たとおりであり、内容を整理すると次のようになる。

- ① 課税のタイミングについての取決めはなく、各国が各々の国内法に定められたタイミングにより課税をすることとなる。
- ② 所得区分については、権利行使時点を境に、権利付与から権利行使までの期間に関連する所得を給与所得とし⁽¹²⁸⁾、権利行使後の利益につい

(128) 原文では、「With reference to Article 14 of the Convention, it is understood that the benefits enjoyed by employees under stock option plans relating to

ては譲渡所得として取り扱うこととしている⁽¹²⁹⁾。

- ③ 役務提供地の決定方法については、一定の条件⁽¹³⁰⁾の下、権利付与から権利行使までの期間中の勤務に関連した部分について源泉地国における課税権を認めている⁽¹³¹⁾。また、具体的な配分額の計算方法について、次のとおりテクニカル・エクスプラネーションに示されている⁽¹³²⁾。

$$\begin{array}{l} \text{ストックオプションの} \\ \text{付与から行使までの期} \\ \text{間に関連する利益} \end{array} \times \frac{\text{※のうち、当該締約国内における勤務期間}}{\text{ストックオプションの付与から} \\ \text{行使までの期間 (※)}}$$

- ④ 上記の規定によっても排除できない二重課税が生ずる場合には、両締約国の権限ある当局は、日米租税条約第 25 条（相互協議）の規定に基づく合意によって解決するよう努めることとされている⁽¹³³⁾。

以上のように、所得区分、役務提供地の考え方を示した上で、それでも排除できない二重課税については、相互協議によって解決する旨を明記し

the period between grant and exercise of an option are regarded as “other similar remuneration” for the purposes of that Article. (傍線筆者)」と書かれている（日米租税条約議定書 10）。

- (129) これはOECDの見解と同様である（川端・前掲注(18)第 15 条（給与所得に対する課税）に関するコメンタリー パラ 12.2）。

- (130) 条件については、第 3 章第 1 節の 2 (2) に示したとおりである。

- (131) 原文では、「a Contracting State of which, at the time of the exercise of the option, the employee is not a resident may tax only that proportion of such benefits which relates to period or periods between grant and exercise of option during which the individual has exercised the employment in that Contracting State.」と書かれている（日米租税条約議定書 10）。

- (132) 原文では、「The proportion attributable to a Contracting State is determined by multiplying the gain by a fraction, the numerator of which is the number of days during which the employee exercised his employment in that Contracting State and the denominator of which will be the total number of days between grant and exercise of the option.」と書かれている（IRS, supra note (112)p64）。

- (133) 原文では、「With the aim of ensuring that no unrelieved double taxation arises the competent authorities of the Contracting States shall endeavor to by mutual agreement under Article 25 of the Convention any difficulties or doubts arising as to the interpretation or application of Article 14 and 23 of the Convention in relation to such stock option plans.」と書かれている（日米租税条約議定書 10）。

ている。

また、日米租税条約締結後、2006年2月2日に署名された日英租税条約においても日米租税条約と同様の取扱いがなされることが示されている

(134)。

(2) 米英租税条約

米英租税条約は2001年に署名されており⁽¹³⁵⁾、そこでストックオプションに関する取扱いが示されている。その内容を次のとおりである。

- ① 課税のタイミングについての取決めはなく、各国が各々の国内法に定められたタイミングにより課税をすることとなる。
- ② スtockオプションに関して生ずるいかなる利益も米英租税条約第14条(雇用所得⁽¹³⁶⁾)として扱われる⁽¹³⁷⁾。つまり、所得を雇用所得と譲渡所得に区分する旨の規定は設けられていない。
- ③ 役務提供地の決定方法及び所得配分額の決定方法については、日米租税条約と同様の規定である⁽¹³⁸⁾。
- ④ 上記の規定によっても排除できない二重課税が生ずる場合には、両締

(134) 日英租税条約議定書4に示されている(『日英租税条約』(2009、社団法人日本租税研究協会)124頁～127頁)。

(135) 米英租税条約については、<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/uktreaty.pdf> (平成23年6月7日参照)を参照した。

(136) 米英租税条約の第14条は「Income from Employment」である。

(137) このことは、2003年5月3日に公表されている米英租税条約に関するテクニカル・エクスプラネーション(<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/teus-uk.pdf> (平成23年6月7日参照))に記されている。原文では、「As a general matter, the notes clarify that any benefits, income or gains enjoyed by employees under share- or stock-option plans are regarded as “other similar remuneration” subject to Article 14. (傍線筆者)」と書かれている。

(138) 役務提供地の決定の際に付されている4つの条件も日米租税条約と同様であり、所得配分額の計算方法についても、「The proportion attributable to a Contracting State will be determined by multiplying the gain by a fraction, the numerator of which is the number of days during which the employee exercised his employment in that State and the denominator of which will be the total number of days between grant and exercise of the option.」と原文で書かれており、ほぼ同様の内容となっている(supra note (137)p57)。

約国の権限ある当局が解決するよう努めることとされている⁽¹³⁹⁾。

以上のように、日米租税条約や日英租税条約とは多少異なる取扱いがあるものの、基本的には同様の内容になっている。

(3) 英豪租税条約

英豪租税条約は2003年に署名されており⁽¹⁴⁰⁾、そこでストックオプションに関する取扱いが示されている。その内容を次のとおりである。

- ① 課税のタイミングについての取決めはなく、各国が各々の国内法に定められたタイミングにより課税をすることとなる。
- ② 所得区分については、権利行使時点を境に、権利付与から権利行使までの期間に関連する所得を給与所得とし⁽¹⁴¹⁾、権利行使後の利益については譲渡所得として取り扱うこととしている⁽¹⁴²⁾。
- ③ 役務提供地の決定方法については、原則としてストックオプションに関連する勤務期間を権利付与から権利確定までの期間とし⁽¹⁴³⁾、その期

(139) 原文では、「The competent authorities of the Contracting States will endeavor to resolve by mutual agreement any difficulties or doubts arising as to the interpretation or application of Article 14 and Article 24(Relief from Double Taxation) in relation to employee stock or share option plans.」と書かれている (supra note (137)p57)。

(140) 英豪租税条約の内容については、<http://austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/2003/22.html> (平成 23 年 6 月 7 日参照) 及び <http://ato.gov.au/businesses/content.aspx?doc=/content/55425.htm> (平成 23 年 6 月 7 日参照) (Australia and the United Kingdom treaty-key points. 以下「key points」と言う。)を参照した。

(141) Key pointsの原文では、「income and gains derived under employee share option plans are “other similar remuneration” for the purposes of Article 14(Income from Employment). Such benefits accruing up until the time when the option is exercised are treated as income from employment, and are therefore subject to the rules in Article 14 of the convention. Any increase in the value of any shares acquired as a result of the exercise of the options fall for consideration under Article 13(Alienation Property) (傍線筆者)」と書かれている。

(142) これはOECDの見解と同様である (川端・前掲注(18)第15条 (給与所得に対する課税) に関するコメントリー パラ 12.2)。

(143) この考え方は日米、日英、米英とは異なる。この部分について原文では、「unless the facts otherwise indicate, the period of employment to which the option relates shall be taken to be the period between the grant of the option and the date on which all the conditions for its exercise have been satisfied(the

間中に源泉地国において勤務した部分について源泉地国における課税権を認めている。また、具体的な配分額の計算方法について、次のとおり示されている⁽¹⁴⁴⁾。

$$\begin{array}{l} \text{ストックオプションの} \\ \text{付与から行使までの期} \\ \text{間に関連する利益} \end{array} \times \frac{\text{※のうち、当該締約国内における勤務日数}}{\text{ストックオプションの付与から権利確定} \\ \text{までに勤務した総日数 (※)}}$$

以上のように、締約国間における所得配分に当たっては、権利付与から権利確定までの期間における勤務日数の比を用いていることが特徴的である。また、排除することのできない二重課税が生じた場合の取扱いについては何ら明らかにされていない。

2 検討

(1) 課税のタイミング

すべての租税条約に共通して言えることは、課税のタイミングについて、租税条約では触れていないということである。課税のタイミングは、各国の立法政策、租税政策に関連する部分であり、各国がそれぞれ主権を持つ以上⁽¹⁴⁵⁾、そのタイミングを条約によって一義的に決定することは相当でないと思われる。そもそも租税条約の目的は、国家間の合意によってそれぞれの国家の課税権を調整することにあるため⁽¹⁴⁶⁾、各国の独自の税制を

vesting of the option)」と書かれている（「Exchange of Notes to the convention」para8）。

(144) 原文では、「The proportion of the income or gain which shall be attributable to employment exercised in the other Contracting State shall be determined in accordance with the ratio of the number of days of employment exercised in that State between grant and vesting of the option to the total number of employment exercised between grant and vesting of the option.」と書かれている（supra note (143)）。

(145) 国際法における国家の基本的な性格は、主権を有することであると述べられている（矢内ほか・前掲注(106)14頁）。

(146) 藤本・前掲注(100)74頁。国家間の課税権を調整し、適正な課税を実現することにより、国際的な材・サービス・資金の流れを円滑化することが租税条約の最終目的であると書かれている。

認めた上で、それによって生ずる二重課税をどのように排除するかという点が重要であろう。

(2) 所得区分の決定

所得区分について、ストックオプションから生ずる利益の性質を考えると、ストックオプションが給与所得と譲渡所得の性格を併せ持つことは明らかである。米英租税条約のように、所得を区分することなくストックオプションから生ずる利益をすべて給与所得として扱うということも一つの方法であるが給与所得と譲渡所得は全く性質を異にするものであることを考慮すると、ある一時点をもって給与所得と譲渡所得に分けることが相当であると考えられる。区分する時点については、権利確定時点と権利行使時点の2つが考えられる。「給与所得」という性格に着目すれば、その時点まで働くことで権利を得られるという意味でその勤労に対する報酬と考え、権利確定時点が適当だろう。一方、「譲渡所得」という性格に着目すれば、株主という立場を現実を得ることができるタイミングとして、権利行使時点が適当であると思われる。

私見では、権利行使時点をもって区分する案を支持する⁽¹⁴⁷⁾。それは、OECDでも述べているとおり、権利行使時点とする方が客観的に明確であり、権利確定だけでは被用者が株主の立場を得たとは言えないため、その時点をもってそれ以降の利益を譲渡所得と扱うことは適当ではないと考えるためである。

(3) 役務提供地の決定

役務提供地については、各国の租税条約を見ると、権利付与から権利確定又は権利行使までの期間に実際に勤務した国を役務提供地とし、各国における勤務日数の割合を用いて所得を配分することとしている。

(147) 租税条約上の所得区分とは、各国において課税権を配分するために租税条約上のどの条項（給与所得条項や譲渡所得条項等）を適用するかということであり、その所得に対して各国において課税する際の所得区分を決定しているものではない。そのため、各国において実際に課税をする際には、各国の国内法の規定に基づき所得区分を決定することとなる。

課税関係の安定性や納税者に対する明確性を考えると、このように二国間条約によって一義的な合意事項を定めておくことは必要だろう。

しかし、役務提供地については、ストックオプションの付与要件や勤務に関する事実関係によっては、条約で一義的に定めた方法を適用することが適当ではない場合もあると思われる。実際に、OECDでも明確な解決方法を提示しておらず、考え方の一般原則を示しているのみである⁽¹⁴⁸⁾。そのため、「権利付与から権利確定又は権利行使までの期間に実際に勤務した国を役務提供地とし、各国における勤務日数の割合を用いて所得を配分する」というような、原則的な合意事項を定めた上で、事実関係によっては柔軟性を持たせるべきであると考ええる。

つまり、ストックオプションの付与要件や勤務に関する事実関係によっては、原則的な方法とは異なる方法により役務提供地を決定したり所得を配分することを認める旨を締約国間で合意し、条約に明記すべきであると考ええる。

(4) 排除できない二重課税

二国間租税条約によっても排除することのできない二重課税は生じてしまう可能性は残っている。このような排除できない二重課税問題を解決するため、排除できない二重課税の存在を締約国間で認めた上で、この問題について両締約国の権限ある当局が解決する旨を条約に明記することが必要であると考ええる。

第3節 今後の在り方

1 スtockオプションに関する二重課税問題の考え方

ストックオプションに関して、国際的二重課税が生じ得ること、そしてその二重課税を排除できない可能性があることは前述のとおりである。

(148) OECDが提示している一般原則については、第2章第3節にある。

ストックオプションはインセンティブ効果等を期待して従業員等に付与されるものであるにもかかわらず⁽¹⁴⁹⁾、そこに二重課税が生ずると、その効果が十分に期待できないことになる。また、税制適格ストックオプションの課税の繰延べという優遇措置の恩恵を十分に享受することができない。さらに、国際化が進む現在において、人材の国際交流を阻害するという悪影響も及ぼすだろう。

また、相互協議による二重課税の排除は、事後的・個別的な解決方法ではなく、解決までに長時間を要し、さらに納税者及び当局の事務負担も膨大となる。

そのため、この二重課税問題について、やはり事前的・一般的に排除していくことが望ましいと考える。

しかし、第3章で見たとおり、租税条約等によりストックオプションに関する規定を設けたとしても排除できない二重課税が存在し、その二重課税について、現在の我が国の税制やその税制に関する今までの改正の経緯等を考慮しつつ、すべての二重課税を相互協議によらず事前に完全に排除する規定を設けることは困難であると考ええる。また、ストックオプションを特別視し、そこから生ずる二重課税を完全に排除しなければならないという根拠も見出し難い。

そこで、ストックオプションに関する二重課税問題については、現在の税制をゆがめることのないよう配慮した上で、極力事前に排除していくべきとの立場に立って、「租税条約上の合意の必要性」と「排除できない二重課税への対応」について、以下のとおり提案をしたい。

2 租税条約上の合意の必要性

現在我が国が締結している租税条約のうち、ストックオプションに関する規定があるのは、日米租税条約と日英租税条約のみであり、他の国々との間

(149) スtockオプションの効果については、第1章第1節の3にある。

の租税条約ではストックオプションに関する規定は存在しない。

ストックオプションを巡る国際的二重課税問題を解決するためには、やはり相手国との間でストックオプションに関する規定を定める必要があると思われる。このような規定によって、日米間の課税関係を例にとると、おおむね 75%の割合で二重課税を排除することができており⁽¹⁵⁰⁾、非常に効果的であると考ええる。そのため、他の国々との間にも日米間や日英間と同程度の合意をし、ストックオプションに関する規定を設けていくことが必要であると考ええる。

その内容については、前述のとおり次のようなものであることが望ましいと考える。

- ① 所得区分について、権利行使時点を基準としてそれ以前に生じた利益を給与所得、それ以降に生じた利益を譲渡所得とする⁽¹⁵¹⁾。
- ② 役務提供地について、実際に勤務した国を役務提供地とし、権利付与から権利行使までの期間における各国における勤務期間を基準として所得を配分する。

この時、この方法は飽くまでも原則的な扱いという整理をし、付与要件や実際の勤務状況によっては異なる扱いも認めることとする。

- ③ 排除することのできない二重課税が存在することを両国が認め、その場合には両締約国の権限ある当局が解決するということを明確にしておく。

3 排除できない二重課税への対応

相互協議によらなければ排除できない二重課税問題にどのように対応することが望ましいか提案をする。

(150) 第3章第2節に示した日米間の具体的課税関係の検討によると、16通りある課税パターンのうち、二重課税を完全に排除できたのは12通り（これには二重非課税の例も含む。）であった。

(151) 実際の課税に関しては、各国の国内法の規定に基づき所得区分を決定することとなるのは前述のとおりである。

(1) 外国税額控除の繰越制度の期間制限

まず、外国税額控除の繰越期間を無制限にすることが妥当ではないと考えることは既に述べたとおりである⁽¹⁵²⁾。

繰越期間の緩和については、現行制度への改正前の5年間、経済界が要望している7年間、アメリカと同様10年間という様々な選択肢があり、それによって二重課税は一定程度排除できることになる。しかし、①我が国の外国税額控除制度は諸外国に比べ制限が緩やかなものであり、これ以上の緩和は、我が国の課税権の放棄につながりかねないこと、②繰越期間を延長したとしても、すべての二重課税が排除できるわけではなく、二重課税問題が残る可能性があること、③彼此流用を助長する結果となることというデメリットを考えると、繰越期間を緩和すべきという結論には至らない。

また、ストックオプションに関してのみ相手国との合意により繰越期間を緩和するという解決策も考えられるが、繰越期間の制限により排除できない二重課税はストックオプションに限らず他の事案についても生じ得るものであり、ストックオプションのみを特別視する理由は見出し難く、そのようなストックオプションを特別視する規定を設けることは現在の税制においてかえって不公平感を招くことになると考えられる。

さらに、この問題については、ストックオプションを行使するタイミングと、行使により取得した株式を譲渡するタイミングにより排除できない二重課税が生ずることが納税者にとって事前に認識できることから、納税者自身が権利行使や株式譲渡のタイミングを調整することにより、納税者自身によって二重課税を回避することが可能である。

そのため、外国税額控除の繰越期間を緩和するという対応策を採る必要はなく、この方法により二重課税問題を解決することは妥当ではないと考える。

(152) 第4章第1節の1(3)。

次に、国外所得免除方式の採用について検討を加える。

国外所得免除方式には、国内送金が増加し国内の投資増加につながることや、国際課税制度が簡素化する等のメリットもあり、実際に事業税においては、国際的二重課税の調整方法として国外所得免除方式が採用されている^{(153) (154)}。

一方で、国外所得免除方式は、高税率国から低税率国への逃避を容易にし、節税を目的として国際的な税負担の格差を利用する機会を作り出してしまうことになり得ると説明されている⁽¹⁵⁵⁾。更に、国内法では国外所得免除方式を採用している西欧諸国においても、投資所得については租税条約において税額控除方式を採用しており⁽¹⁵⁶⁾、特に投資所得については節税を目的とした投資行動が容易に可能なため、国外所得免除方式を採用することは妥当ではないと考えられる。

ストックオプションについて考えてみると、ストックオプションから生ずる所得は譲渡所得の一面も持ち、被用者の投資行動によりその利益が実現する性格を持つものである。このような投資所得の性格を持ったストックオプションに対して、二重課税を排除する目的で国外所得免除方式を採用することにより、節税を目的とした投資行動がとられることは本末転倒であり、ストックオプションに関する二重課税問題を解決するために国外所得免除方式を現状において直ちに採用することは妥当ではないと考える。

日米間の課税関係を例にとると、外国税額控除の繰越制度の期間制限により二重課税を排除することができない場合があるのは 16 通り中 2 通りであり、そのうち排除可能な場合もあるため、排除できない確率は更に低

(153) 地方税法第 72 条の 24、地方税法施行令第 21 条の 9。

(154) 中里実教授は、平成 19 年 10 月 12 日に開催された税制調査会 第 17 回企画会合において、「国外所得を、事業所得と投資所得に区分し、事業所得については国外所得免除方式、投資所得については外国税額控除方式を採用する。」ということを提案されている（政府税制調査会平成 19 年 10 月 12 日、企画 17－6「参考資料（国際課税関係）」1 頁）。

(155) 木村・前掲注(41)573 頁。

(156) 小松・前掲注(96)114 頁。

くなる。

以上のことから、外国税額控除の繰越制度の期間制限に関する問題については、現状においてはあえて事前に解決のための措置を講ずる必要はないと考える。しかし、国外所得免除方式について、課税関係の簡素化や、我が国において既に一部採用されていることを考えると、今後この問題を解決するために国外所得免除方式を採用する余地もあるだろう。ただし、国外所得免除方式には前述のようなデメリットもあることから、その採用には特に慎重な検討が必要であると思われる。

(2) 居住地国の課税権の競合について

居住地国の課税権の競合問題については、先に検討した外国税額控除の繰越期間の制限問題のように、納税者自身の判断や調整によって二重課税を回避することができず、現在の税制においては解決することはできない。そのため、この問題に対しては、二重課税を事前に排除するために、何らかの措置を講ずる必要があると考える。

まず、国外所得免除方式の採用については、外国税額控除の繰越制度の期間制限問題と同様の理由により、現状においては妥当ではないと考える。

次に、OECDが提言している⁽¹⁵⁷⁾、「異なる時点における居住地国と居住地国との間で生ずる二重課税の問題」から「異なる時点における居住地国と源泉地国との間で生ずる二重課税の問題」に変換することで解決する方法であるが、この方法による場合、現行の税制に大きな変更を加える必要がなく、我が国の税制をゆがめる心配がないだろう。また、この方法を採用することによるデメリットはほとんどないと思われ、純粋に二重課税を排除するという目的を達成することができる。そのため、居住地国の課税権の競合問題を解決するに当たっては、OECDが提言している方法を採用することが望ましいと考える。

この方法を採用するには、両締約国間において「両締約国が無制限納税

(157) OECDが提言している方法については第4章第1節の2(1)にある。

義務を異なる時期に課す場合で、両締約国のうち一方の国においてストックオプションに関連を有する勤務が行われ、同国において給与所得条項に基づき租税が課されている場合には、一方の国が源泉地国として給与所得条項に基づき課税しているものとする。」という内容の規定を設ける必要がある。これにより、外国税額控除の規定が適用可能となり、二重課税を排除することができるようになる。

また、我が国においては、このような規定を条約に設けた上で、「所得税法 95 条の適用に当たって、相手国が源泉地国として課税した所得を国外源泉所得とみなし、更に、その所得が生じた期間について所得税法 2 条 1 項 3 号に規定する居住者であったものとみなす。」という内容の規定を、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に設ける必要があるだろう。

これにより居住地国の課税権の競合問題については、解決することができる⁽¹⁵⁸⁾。

4 おわりに

本稿においては、ストックオプションを巡る国際的二重課税問題について、その原因と今後の在り方について考察を行った。二重課税問題については、課税の中立性と公平性を保ちつつ現行の税制をゆがめないことを前提に、極力二重課税を事前的・一般的に排除する方法について検討を進めた。

諸外国において導入されつつある「出国税⁽¹⁵⁹⁾」については、未実現のキ

(158) しかし、居住地国の課税権の競合問題が解決しても、未だ外国税額控除の繰越制度の期間制限により二重課税を排除できない可能性が残っていることは第 4 章第 1 節の 2 (3) に述べたとおりである。しかし、この問題については、納税者自身が株式譲渡のタイミング等を調整することにより、納税者自身によって二重課税を回避することが可能である。

(159) 出国税とは、個人が居住者から非居住者になることに起因して、その個人が所有する資産に含まれる未実現のキャピタルゲインに対して、その時点の時価でみなし譲渡課税をすることをいう（大橋智哉「個人の移動による国際的二重課税の調整に関する一考察－株式に対するみなし譲渡課税（出国税）を中心に－」税研 20 巻 2 号 75 頁（2004））。

ャピタルゲインに対し、ストックオプションと同じ原因⁽¹⁶⁰⁾によって二重課税が生じ得ることが明らかとなっており、その問題解決のために諸外国においては既にいくつかの措置がとられているところである⁽¹⁶¹⁾。

現在のところ、我が国において出国税は導入されていないが、今後導入されることになる場合には、このような二重課税問題についても当然検討されていくであろう。

今後、このような国際的二重課税問題を検討するに当たっては、ストックオプションや出国税などのように、同じ原因に起因して生ずる二重課税問題を幅広く検討する必要があると考える。共通の問題について、共通の解決方法を考えていくことにより、よりシンプルな課税制度を目指すことができるのではなかろうか。

また、第3章第2節の2(5)で見たとおり、ストックオプションに関する所得について、被用者がどこの国からも課税されない二重非課税の部分が生ずることも明らかとなっている。この問題について、ストックオプションの制度設計の仕方や権利付与から権利行使、株式譲渡までの被用者の国の移動の仕方によっては、あえて二重非課税の状態を作り出すことができ、このことを放置すれば深刻な問題となるだろう。したがって、今後各国の税務当局

(160) 出国税のように、未実現のキャピタルゲインに対して課税することにより、各国でキャピタルゲインを所得として認識するタイミングに差異が生ずることになり、このタイミングのずれが二重課税の原因であるとされている（大橋・前掲注(159)75頁）。また、このように生じた二重課税について、出国税は個人が居住者になる前（非居住者であった期間）に課税されたものであることから、外国税額控除が適用されず、国際的二重課税が救済されないとされている（大橋・前掲注(159)80頁）。このように、出国税に関する二重課税問題については、ストックオプションに関する二重課税問題と共通する部分がある。

(161) 二重課税の排除方法として、①元居住者であった出国側の国での課税上計算された価額を、入国者の課税ベースの計算上、入国側の国において受け入れること（取得価額の引上げ）、②入国側の国で、入国側の国での課税上、同一所得について国外で支払った出国に係る税を外国税額控除として認めること、③出国側の国で、出国に係る税の課税上、同一所得について入国側の国で支払った税を外国税額控除として認めること（逆の外国税額控除）があるとされている（原武彦「出国に伴う所得課税制度と出国税等の我が国への導入－我が国と米国等の制度比較を中心として－」税大ジャーナル14号109頁・110頁（2010））。

は、二重課税問題への対応策を考えると同時に、二重非課税問題に対応するため、適正公平な課税のための法整備や執行方法について検討する必要があると思われる。